

原子力事業者防災業務計画修正届出書

電原運第174号
平成25年3月18日

原子力規制委員会 殿

届出者

住所 広島県広島市中区小町4番33号

氏名 中国電力株式会社

取締役社長 荻田 知英

(担当者

所 属 島根原子力発電所 技術部課長 (技術)

電 話 [REDACTED]

別添のとおり、原子力事業者防災業務計画を修正したので、原子力災害対策特別措置法第7条第3項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業所の名称及び場所	中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片町654-1
当該事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定、許可又は承認の種別とその年月日	原子炉設置許可 昭和44年11月13日
原子力事業者防災業務計画修正年月日	平成25年3月18日
協議した都道府県知事及び市町村長	島根県知事 溝口 善兵衛 殿 松江市長 松浦 正敬 殿 鳥取県知事 平井 伸治 殿
予定される要旨の公表の方法	報道機関への公表 エネルギー原子力情報コーナー（本社および島根原子力館）での閲覧

島根原子力発電所
原子力事業者防災業務計画

平成 25 年 3 月
中国電力株式会社

修 正 履 極

修正回	修 正 日	修 正 内 容
-	平成 12 年 6 月 16 日	制定
1	平成 13 年 8 月 28 日 (平成 13 年 10 月 1 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・省庁再編に伴う修正及び連絡先の整理 ・ICRP 勧告法改正に伴う修正 ・その他 <p>(組織改正に伴う補正)</p>
2	平成 14 年 8 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体との協定改定に伴う修正 ・防災基本計画修正に伴う修正 ・組織改正に伴う修正 (松江市 , 当社) ・その他
3	平成 15 年 8 月 19 日	<ul style="list-style-type: none"> ・指定行政機関等の変更に伴う修正 (日本郵政公社への移行) ・組織改正に伴う修正 (中国経済産業局 , 島根町) ・その他
4	平成 16 年 9 月 7 日	<ul style="list-style-type: none"> ・組織改正に伴う修正 (中国経済産業局 , 当社) ・「防災基本計画」の修正及び「原子炉施設等の防災対策について」の改定に伴う修正 ・その他
5	平成 17 年 8 月 30 日	<ul style="list-style-type: none"> ・松江市・八束郡合併に伴う修正 ・産業保安監督部発足に伴う修正 ・組織改正に伴う修正 (当社) ・その他
6	平成 18 年 8 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> ・指定地方行政機関の追加に伴う修正 ・その他
7	平成 19 年 8 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> ・指定行政機関の変更に伴う修正 (防衛省へ移行) ・その他
8	平成 20 年 8 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> ・指定地方行政機関の変更に伴う修正 ・組織改正に伴う修正 (当社) ・その他
9	平成 21 年 8 月 31 日	<ul style="list-style-type: none"> ・防災基本計画修正に伴う反映 ・その他
10	平成 22 年 4 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ・3 号機燃料搬入に伴う修正 ・S P D S 運用変更に伴う修正

修正回	修 正 日	修 正 内 容
11	平成23年 9月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・指定行政機関他の変更に伴う修正 ・組織改正に伴う修正（島根県、松江市及び当社） ・出雲市との「島根原子力発電所に係る出雲市民の安全確保、情報連絡等に関する協定書」締結に伴う修正 ・鳥取県への情報連絡運用の変更に伴う修正 ・通報、報告様式等の修正 ・その他
12	平成24年 8月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・出雲市との「島根原子力発電所に係る出雲市民の安全確保等に関する協定」締結に伴う修正 ・鳥取県、米子市及び境港市との「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」締結に伴う修正 ・安来市及び雲南市への情報連絡の開始に伴う修正 ・組織改正に伴う修正（国及び当社） ・発電所敷地内の集合場所追加による修正
13	平成25年 3月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害対策特別措置法及び関連政省令の改正並びに当社防災体制の見直しに伴う修正

目 次

第1章 総則	1
第1節 原子力事業者防災業務計画の目的	1
第2節 定義	1
第3節 原子力事業者防災業務計画の基本構想	3
第4節 原子力事業者防災業務計画の運用	4
第5節 原子力事業者防災業務計画の修正	4
第2章 原子力災害予防対策の実施	5
第1節 防災体制	5
1. 緊急時体制の区分	5
2. 緊急時対策組織	6
3. 原子力防災管理者・副原子力防災管理者の職務等	7
第2節 緊急時対策組織の運営	8
1. 通報・連絡体制	8
2. 緊急時体制の発令及び解除	8
3. 原子力事業所災害対策支援拠点の設置及び廃止	9
4. 緊急時対策要員の非常招集及び解散	10
5. 原子力災害対策活動	10
第3節 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備	10
1. 敷地境界付近の放射線測定設備の設置、検査等	10
2. 原子力防災資機材の整備	11
3. 原子力防災関連資機材の整備	12
第4節 原子力災害対策活動で使用する資料の整備	12
1. オフサイトセンターに備え付ける資料	12
2. 原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける資料	12
3. 発電所及び本社に備え付ける資料	12
第5節 原子力災害対策活動で使用する施設及び設備の整備・点検	13
1. 緊急時対策所	13
2. 原子力災害対策室	13
3. 原子力事業所災害対策支援拠点	14
4. 集合場所及び避難場所	14
5. 応急処置施設	14
6. 気象観測設備	14
7. 緊急時サイレン及び所内放送装置	14
第6節 防災教育の実施	14
第7節 防災訓練の実施	15

1. 社内における訓練	15
2. 国又は地方公共団体が主催する訓練	15
第8節 関係機関との連携	16
1. 国との連携	16
2. 地方公共団体との連携	16
3. 地元防災関係機関等との連携	16
4. 原子力緊急事態支援組織の整備	16
第9節 発電所周辺の方々を対象とした平常時の広報活動	17
 第3章 緊急事態応急対策等の実施	18
第1節 通報及び連絡	18
1. 通報の実施	18
2. 緊急時体制発令時の対応	19
3. 情報の収集と提供	19
4. 社外関係機関との連絡方法	19
5. 通話制限	20
6. 原子力緊急事態支援組織への協力要請	20
第2節 応急措置の実施	20
1. 応急措置の実施報告	20
2. 避難	20
3. 放射性物質の影響範囲の推定及び防護措置	21
4. 緊急被ばく医療	21
5. 消火活動	22
6. 汚染拡大の防止	22
7. 線量評価	22
8. 広報活動	22
9. 応急復旧	22
10. 原子力災害の拡大防止を図るための措置	22
11. 資機材の調達及び輸送	23
12. 事業所外運搬に係る事象の発生における措置	23
13. 原子力防災要員の派遣	23
14. 地方公共団体からの要請に基づく派遣等	24
15. 被災者の相談窓口の設置	24
第3節 緊急事態応急対策	24
1. 緊急時特別非常体制の発令	24
2. 原子力災害合同対策協議会等との連絡及び報告	24
3. 応急措置の継続実施	24
4. 事業所外運搬事故における対策	25
5. 原子力防災要員等の派遣等	25

第4章 原子力災害事後対策の実施	27
第1節 発電所の対策	27
1. 復旧対策	27
2. 緊急時対策要員の健康管理等	27
3. 緊急時体制の解除	27
4. 原因究明と再発防止対策の実施	27
第2節 原子力防災要員等の派遣等	27
1. 広報活動に関する事項	28
2. 環境放射線モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関する事項	28
第5章 その他	29
第1節 他の原子力事業者への協力	29

第1章 総則

第1節 原子力事業者防災業務計画の目的

この原子力事業者防災業務計画（以下「この計画」という。）は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）第7条第1項の規定及び原子力災害対策指針等に基づき、島根原子力発電所（以下「発電所」という。）における原子力災害予防対策、緊急事態応急対策、原子力災害事後対策その他原子力災害の発生・拡大を防止するため及び原子力災害の復旧を図るために必要な業務を定め、原子力災害対策の円滑かつ適切な遂行に資することを目的とする。

第2節 定義

この計画において以下に掲げる用語の定義は、原災法に基づき、それぞれ当該各号に定める。

1. 原子力災害

原子力緊急事態により、公衆の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう。

2. 原子力緊急事態

原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力発電所の敷地外（ただし、原子力事業所の外における放射性物質の運搬（以下「事業所外運搬」という。）の場合にあっては当該運搬に使用する容器外）へ放出された事態をいう。

3. 原子力災害予防対策

原子力災害の発生を未然に防止するため実施すべき対策（原子力災害が発生した際に必要となる防災体制、資機材の整備等の対策を含む。）をいう。

4. 緊急事態応急対策

原災法第15条第2項の規定に基づく原子力緊急事態宣言があったときから同法第15条第4項の規定に基づく原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策をいう。

5. 原子力災害事後対策

原災法第15条第4項の規定に基づく原子力緊急事態解除宣言があったとき以後において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るために実施すべき対策（原子力事業者が原子力損害の賠償に関する法律の規定に基づき同法第2条第2項に規定する原子力損害を賠償することを除く。）をいう。

6. 原子力事業所災害対策

緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策をいう。

7. 指定行政機関

災害対策基本法第2条第3号に規定する指定行政機関をいう。(内閣府, 国家公安委員会, 警察庁, 金融庁, 消費者庁, 総務省, 消防庁, 法務省, 外務省, 財務省, 文部科学省, 文化庁, 厚生労働省, 農林水産省, 経済産業省, 資源エネルギー庁, 中小企業庁, 国土交通省, 国土地理院, 気象庁, 海上保安庁, 環境省, 原子力規制委員会, 防衛省)

8. 指定地方行政機関

災害対策基本法第2条第4号に規定する指定地方行政機関をいう。(沖縄総合事務局, 管区警察局, 総合通信局, 沖縄総合通信事務所, 財務局, 水戸原子力事務所, 地方厚生局, 都道府県労働局, 地方農政局, 北海道農政事務所, 森林管理局, 経済産業局, 産業保安監督部, 那覇産業保安監督事務所, 地方整備局, 北海道開発局, 地方運輸局, 地方航空局, 管区気象台, 沖縄気象台, 管区海上保安本部, 地方環境事務所, 地方防衛局)

9. 原子力防災組織

原災法第8条第1項の規定に基づいて発電所に設置され, 原子力災害対策活動を行う組織をいう。

10. 原子力防災要員

原災法第8条第3項の規定に基づいて原子力防災組織に置かれ, 原子力災害対策活動を行う要員(同法第8条第4項の規定に基づいて原子力規制委員会等に届け出た要員に限る。)をいう。

11. 緊急時対策要員

原子力災害対策活動を行う要員をいい, 発電所においては原子力防災要員を含む。

12. 原子力防災管理者

原災法第9条第1項の規定に基づいて発電所で選任され, 原子力防災組織を統括する管理者をいう。

13. 緊急時対策所

原災法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する省令第2条第2項の1号に規定する, 原子力事業所における緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の実施を統括管理するための施設をいう。

14. 原子力災害対策室

原災法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する省令第2条第2項の3号に規定する, 原子力事業所災害対策の重要な事項に係る意思決定を行い, かつ, 緊急時対策所において行う原子力事業所災害対策の統括管理を支援するための施設(原子力施設事態即応センター)をいう。

15. 原子力事業所災害対策支援拠点

原災法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する省令第2条第2項の2号に規定する, 原子力事業所災害対策の実施を支援するた

めの原子力事業所の周辺の拠点をいう。

16. 緊急時原子力発電所情報伝送システム（以下、「SPDS」という。）

原災法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する省令第2条第2項の4号に規定する、原子力事業所内の状況に関する情報その他の情報を伝送する原子力事業所内情報等伝送設備をいう。

17. 統合原子力防災ネットワーク

原災法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する省令第2条第2項の6号に規定する、総理大臣官邸、原子力規制庁、緊急事態応急対策等拠点施設（以下、「オフサイトセンター」という。）及び独立行政法人原子力安全基盤機構とを接続する情報通信ネットワーク（地上系ネットワーク及び衛星系ネットワーク）をいう。

18. 原子力緊急事態支援組織

原災法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する省令第2条第2項の7号に規定する、放射性物質による汚染により原子力事業所災害対策に従事する者が容易に立ち入ることができない場所において当該対策を実施するために必要な遠隔操作が可能な装置その他の資材又は機材及びこれらを管理し、原子力災害が発生した原子力事業者への支援を行う外部組織をいう。

第3節 原子力事業者防災業務計画の基本構想

原子力災害の発生を未然に防止するためには、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、電気事業法等に基づき、設計、建設及び運転の各段階並びに事業所外運搬において多重防護等の考え方により、各種の安全確保に万全を期すことが第一である。特に運転の段階においては、運転管理、燃料管理等に関する事項を遵守することが原子力災害を予防する上で重要であるが、これらについては保安規定に記載しており、この計画では除外している。従って、この計画では、原子力災害対策の遂行に資するため、以下の各段階における諸施策について定める。

1. 原子力災害予防対策の実施

周到かつ十分な予防対策を行うため、事前の体制整備、原子力防災資機材の整備、防災教育及び防災訓練の実施等。

2. 緊急事態応急対策等の実施

迅速かつ円滑な応急対策を行うため、特定の事象発生時の通報、緊急時体制の確立、情報の収集と伝達、応急措置の実施、緊急事態応急対策の実施、関係機関への原子力防災要員等の派遣等。

3. 原子力災害事後対策の実施

適切かつ速やかな災害復旧対策を行うため、原子力災害事後対策の実施、被災地域復旧のための関係機関への原子力防災要員等の派遣等。

第4節 原子力事業者防災業務計画の運用

原子力防災管理者，副原子力防災管理者並びに発電所，本社の緊急時対策要員は，平常時から原子力災害対策活動等について理解しておくとともに，緊急時には，この計画に従い，円滑かつ適切な原子力災害対策活動を遂行する。

第5節 原子力事業者防災業務計画の修正

社長は，毎年この計画に検討を加え，必要があると認められるときはこれを修正する。また，社長は，検討の結果，修正の必要がない場合であってもその旨を原子力防災専門官，島根県知事，松江市長及び鳥取県知事に報告する。なお，この計画を修正する場合は以下のとおりとする。

1. 原子力防災管理者は，この計画を修正しようとするときは，島根県，松江市及び鳥取県の地域防災計画に抵触するものでないことを確認し，原子力防災専門官の指導及び助言を受ける。
2. 社長は，この計画を修正しようとするときは，あらかじめ島根県知事，松江市長及び鳥取県知事と協議しなければならない。この協議は，この計画を修正しようとする日の60日前までに島根県知事，松江市長及び鳥取県知事にこの計画の修正案を提出して行う。この場合において，この計画を修正しようとする日を明らかにするものとする。
3. 社長は，この計画を修正した場合，速やかに別紙1に定める届出書により，内閣総理大臣及び原子力規制委員会に届け出るとともに，その要旨を公表する。

第2章 原子力災害予防対策の実施

第1節 防災体制

1. 緊急時体制の区分

原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害の拡大の防止その他必要な活動を迅速かつ円滑に行うため、次表に定める原子力災害等の状況に応じて緊急時体制を区分する。

表 緊急時体制の区分

緊急時体制の区分	原子力災害等の状況	法令等
緊急時警戒体制	<p>次の事象が発生し、別表1の事象が発生するまでの間</p> <ul style="list-style-type: none">・原子力発電所敷地境界付近において1時間当たり0.22マイクロシーベルト以上の放射線量が検出された場合・島根県又は鳥取県で震度6弱以上の地震を観測した場合・島根県又は鳥取県沿岸に大津波警報が発令された場合・その他原子力規制庁が警戒事象と判断した場合	島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定等
緊急時非常体制	<p>別表1の事象が発生し、原子力防災管理者が原災法第10条第1項の規定に基づく通報（原子力発電所敷地境界付近において1時間当たり5マイクロシーベルト以上の放射線量が検出されたとき等）を行ったときから、別表2の事象が発生し、その旨を関係各所へ報告するときまでの間、あるいは内閣総理大臣が原災法第15条第2項の規定に基づく原子力緊急事態宣言を行ったときまでの間、又は事象が収束し緊急時非常体制を取る必要がなくなったときまでの間</p>	原災法

緊急時体制の区分	原子力災害等の状況	法令等
緊急時特別非常体制	別表2の事象が発生し、その旨を関係各所に報告（原子力発電所敷地境界付近において、1時間当たり500マイクロシーベルト以上の放射線量が検出されたとき等）するとき、又は内閣総理大臣が原災法第15条第2項の規定に基づく原子力緊急事態宣言を行ったときから、内閣総理大臣が原災法第15条第4項の規定に基づく原子力緊急事態解除宣言を行ったときまでの間	

（注） 原子力防災管理者は、上表に示す原子力災害等の状況に満たない場合でも、必要と認めるときは緊急時体制を発令することができる。また、原子力防災管理者は、原災法第15条第4項の規定に基づく原子力緊急事態解除宣言が行われた後においても、必要により緊急時体制を継続することができる。

2. 緊急時対策組織

（1）発電所の緊急時対策組織

- a . 原子力防災管理者は、発電所に原子力防災組織を設置する。
- b . 原子力防災組織は、別図1に定める業務分掌に基づき、原子力災害の発生又は拡大を防止するために必要な活動を行う。
- c . 原子力防災管理者は、原子力防災組織に別表3に定める業務を行う原子力防災要員を置く。
- d . 原子力防災管理者は、原子力災害が発生した場合に、直ちに原子力防災要員を配置し、その業務を行う。
- e . 社長は、原子力防災要員を置いた場合又は変更した場合は、原子力規制委員会、島根県知事、松江市長及び鳥取県知事に別紙2の届出書により原子力防災要員を置いた日又は変更した日から7日以内に届け出る。
- f . 原子力防災管理者は、原子力防災要員の内、派遣要員をあらかじめ定めておく。派遣要員の主な職務は次のとおりとする。

（a）指定行政機関の長、指定地方行政機関の長及び地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態急対策への協力

（b）指定行政機関の長、指定地方行政機関の長及び地方公共団体の長その他の執行機関の実施する原子力災害事後対策への協力

（c）他の原子力事業者の原子力事業所に係る緊急事態急対策への協力

（2）本社の緊急時対策組織

- a . 社長は、本社に緊急時対策組織を設置する。
- b . 本社の緊急時対策組織は、別図2に定める業務分掌に基づき、本社における緊急時活動を実施し、発電所の原子力災害対策活動を支援する。

- c . 社長は、本社の緊急時対策組織に緊急時対策要員を置く。
- d . 社長は、緊急時特別非常体制を発令した場合、内閣総理大臣の原子力緊急事態宣言という社会的重大性に鑑み、国の原子力災害対策本部及びオフサイトセンターの関係機関と連携し、緊急時応急対策に全力で取り組む。
- e . 社長は、本社及び発電所の緊急時対策組織を統括し、必要な場合は他の社内機関も動員して緊急時活動を実施する。(別図3参照)

3 . 原子力防災管理者・副原子力防災管理者の職務等

(1) 原子力防災管理者の職務

- a . 原子力防災管理者は発電所長とし、原子力防災組織を統括管理する。
- b . 原子力防災管理者は、別表1の事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに別図4-1, 4-2に定める箇所へ通報する。
- c . 原子力防災管理者は、別表1の事象が発生した場合、直ちに原子力防災要員に、原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行わせるとともに、その概要を別図5-1, 5-2に定める箇所へ報告する。
- d . 原子力防災管理者は、別表2の事象が発生した場合、直ちに別図5-1, 5-2に定める箇所へ報告する。
- e . 原子力防災管理者は、原災法第11条第1項の規定に基づく放射線測定設備を設置及び維持し、同条第2項の規定に基づく放射線障害防護用器具、非常用通信機器その他の資材又は機材を備え付け、隨時、保守点検する。
- f . 原子力防災管理者は、緊急時対策要員に対し定期的に緊急事態に対処するための総合的な訓練及び防災教育を実施する。

なお、この計画において原子力防災管理者の実施する職務として記載している事項については、あらかじめ定めるところにより、他の職位の実施した結果を確認することにより実施したものと見なすことができる。

(2) 副原子力防災管理者の職務

- a . 副原子力防災管理者は副所長、部長及び技術系特別管理職から選任する。
- b . 副原子力防災管理者は、原子力防災組織の統括について原子力防災管理者を補佐し、原子力防災管理者が不在(出張等により、その職務を遂行できない場合)のときは上記(2)a.の順位により、その職務を代行する。

(3) 選任・解任届

社長は、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者を選任又は解任した場合、原子力規制委員会、島根県知事、松江市長及び鳥取県知事に7日以内に別紙3の届出書により届け出る。

第2節 緊急時対策組織の運営

1. 通報・連絡体制

(1) 地方公共団体との協定等に基づく連絡

原子力防災管理者は、島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定等で定められた異常時における連絡について、関係する地方公共団体(島根県、松江市、出雲市、安来市及び雲南市並びに鳥取県、米子市及び境港市)に、事態発生後直ちにファクシミリ装置その他の可能な限り早く到達する通信手段を用いて連絡し、その着信を確認する。

(2) 原災法第10条第1項の規定に基づく通報・連絡体制

原子力防災管理者が原災法第10条第1項の規定に基づく別表1に該当する事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに内閣総理大臣、原子力規制委員会、島根県知事、松江市長及び鳥取県知事等に通報するために、別図4-1に定める通報・連絡体制を整備しておく。

なお、別表1に定める事象のうち、発電所が輸送物の安全について責任を有する事業所外運搬(使用済燃料、低レベル放射性廃棄物等)の場合にあっては、直ちに内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長に通報するために、別図4-2に定める通報・連絡体制を取る。

(3) 原災法第10条第1項の規定に基づく通報後の連絡体制

a. 社外関係機関との連絡体制

原子力防災管理者は、原災法第10条第1項の規定に基づく通報を行った後の社外関係機関への報告及び連絡について別図5-1、5-2に定める連絡体制を整備しておく。

b. 社内の連絡体制

連絡経路は別図3に定めるとおりとする。

2. 緊急時体制の発令及び解除

(1) 緊急時体制の発令

a. 発電所

原子力防災管理者は、原子力発電所敷地境界付近において1時間当たり0.22マイクロシーベルト以上の放射線量が検出された場合、島根県又は鳥取県で震度6弱以上の地震を観測した場合、島根県又は鳥取県沿岸に大津波警報が発令された場合、その他原子力規制庁が警戒事象と判断した場合、又は別表1、別表2の事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに別図6に定める連絡経路により緊急時体制を発令する。

原子力防災管理者は、緊急時体制を発令した場合は、直ちに電源事業本部部長(原子力管理)(以下「部長(原子力管理)」という。)に報告する。

b . 本社

部長（原子力管理）は、原子力防災管理者から発電所における緊急時体制発令の報告を受けた場合は、別図7に定めるとおり直ちに社長、コンプライアンス推進部門長、電源事業本部長に報告し、社長は本社における緊急時体制を発令する。

この際、発電所において発令した緊急時体制の区分を本社においても適用する。

(2) 緊急時対策本部及び緊急時対策総本部の設置

a . 発電所

(a) 原子力防災管理者は、緊急時体制を発令した場合、速やかに緊急時対策本部（以下「本部」という。）を発電所緊急時対策所に設置する。

(b) 本部は、原子力防災組織で構成する。

(c) 原子力防災管理者は、緊急時対策本部長（以下「本部長」という。）としてその職務を遂行する。

b . 本社

(a) 社長は、本社に緊急時体制を発令した場合、速やかに緊急時対策総本部（以下「総本部」という。）を原子力災害対策室に設置する。

(b) 社長は、緊急時対策総本部長（以下「総本部長」という。）として、その職務を遂行する。

(3) 緊急時体制の解除

a . 発電所

本部長は、以下の状態になった場合、関係機関と協議し、総本部長の了承を得て緊急時体制を解除することができる。

(a) 原災法第15条第2項の規定に基づく原子力緊急事態宣言が発令され、その後原災法第15条第4項の規定に基づく内閣総理大臣による原子力緊急事態解除宣言が行われた場合。

(b) 原災法第15条第2項の規定に基づく原子力緊急事態宣言の発令に至らず、原子力災害の原因の除去及び被害範囲の拡大防止の措置を行い、事象が収束している場合。

本部長は、発電所の緊急時体制を解除した場合は、総本部長又は部長（原子力管理）に報告する。

b . 本社

総本部長は、上記a.(a)又は(b)の場合、本社における緊急時体制を解除することができる。

3 . 原子力事業所災害対策支援拠点の設置及び廃止

(1) 総本部長は、事態に応じ原子力事業所災害対策支援拠点を設置し、事故復旧作業に従事する要員の放射線管理及び復旧資機材の受入れ等の支援を行う。

(2) 総本部長は、緊急時体制を解除した場合、原子力事業所災害対策支援拠点を廃止することができる。

4. 緊急時対策要員の非常招集及び解散

(1) 緊急時対策要員の非常招集

a. 発電所

原子力防災管理者は、発電所における緊急時体制発令時（緊急時体制発令が予想される場合を含む。）に所内放送、緊急時サイレン又は緊急時連絡網等を使用して緊急時対策要員を非常招集する。また、本部の各班長は招集した班員を把握する。なお、原子力防災管理者は、あらかじめ緊急時対策要員の連絡先を記載した名簿を整備しておく。

b. 本社

部長（原子力管理）は、本社における緊急時体制発令時（緊急時体制発令が予想される場合を含む。）に社内放送、緊急時連絡網等を使用して本社の緊急時対策要員を非常招集する。また、本部の各班長は招集した班員を把握する。なお、部長（原子力管理）は、あらかじめ緊急時対策要員の連絡先を記載した名簿を整備しておく。

(2) 緊急時対策要員の解散

総本部長及び本部長は、緊急時体制を解除した場合、その後の原子力災害事後対策に必要な要員を除き、発電所及び本社の要員を解散する。

5. 原子力災害対策活動

(1) 発電所

- a. 緊急時体制が発令された場合は、発電所の原子力災害対策活動に関する一切の業務は、本部のもとで行う。
- b. 緊急時体制が発令された場合、別図1の組織で原子力防災管理者は本部長として、職制上の権限を行使して活発に原子力災害対策活動を行う。ただし、権限外の事項であっても、緊急に実施する必要のあるものについては、臨機の措置をとる。なお、権限外の事項については、行使後は速やかに所定の手続きをとる。
- c. 緊急時対策要員は、本部長及び班長等の指揮のもとで、自己の属する班の業務、自己の役割・任務等に基づき原子力災害対策活動に従事する。

(2) 本社

- a. 緊急時体制が発令された場合は、別図2の組織で本社の原子力災害対策活動に関する一切の業務を、総本部のもとで行う。
- b. 総本部の要員は、総本部長及び班長等の指揮のもとで、自己の属する班の業務、自己の役割・任務等に基づき原子力災害対策活動に従事する。

第3節 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備

1. 敷地境界付近の放射線測定設備の設置、検査等

原災法第11条第1項の規定に基づく放射線測定設備（以下「モニタリングポス

ト」という。)は、別図8に定めるとおり6式とし、モニタリングポストについて以下の設置、検査等を実施する。

- (1) 原子力防災管理者は、モニタリングポストをその検出部、表示及び記録装置その他の主たる構成要素の外観において放射線量の適正な検出を妨げるおそれのある損傷がない状態とする。
- (2) 原子力防災管理者は、モニタリングポストを設置している地形の変化その他の周辺環境の変化により、放射線量の適正な検出に支障を生ずるおそれのある状態とならないようにする。
- (3) 原子力防災管理者は、モニタリングポストを毎年1回以上定期的にその校正を行う。
- (4) 原子力防災管理者は、モニタリングポストが故障等により監視不能となった場合、速やかに修理するとともに他のモニタリングポスト等を監視するなどの代替手段を講ずる。
- (5) 社長は、モニタリングポストを新たに設置したとき又は変更したときは、内閣総理大臣、原子力規制委員会、島根県知事、松江市長及び鳥取県知事に7日以内に別紙4に定める届出書により届け出る。
- (6) 社長は、モニタリングポストを新たに設置したとき又は変更したときは、原災法第11条第5項の規定に基づく検査を受けるため、上記(5)の届出書と以下の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出する。
 - a. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - b. モニタリングポストを設置した原子力事業者の名称及び所在地
 - c. 検査を受けようとするモニタリングポストの数及びその概要
- (7) 原子力防災管理者は、モニタリングポストにより測定した放射線量を記録計により記録し、1年間保存する。また、その記録に基づいた放射線量を公表する。また、社長は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、島根県知事、松江市長、出雲市長、安来市長、雲南市長、鳥取県知事、米子市長及び境港市長からモニタリングポストにより検出された放射線量の数値の記録又は公表に関する事項について報告を求められたときは報告する。
- (8) 社長は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、島根県知事、松江市長、出雲市長、安来市長、雲南市長、鳥取県知事、米子市長及び境港市長からモニタリングポストの状況について報告を求められたときは報告する。

2. 原子力防災資機材の整備

- (1) 原子力防災管理者は、原災法第11条第2項の規定に基づく原子力防災資機材を別表4のとおり確保するとともに、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備しておく。
- (2) 原子力防災管理者は、原子力防災資機材に不具合が認められた場合には、速やかに修理するかあるいは代替品を補充することにより必要数量を確保する。

(3) 社長は、原子力防災資機材を備え付けたときは、内閣総理大臣、原子力規制委員会、島根県知事、松江市長及び鳥取県知事に7日以内に別紙5に定める届出書により届け出る。また、毎年9月30日現在における備え付けの現況を翌月7日までに同様の届出書により届け出る。

3. 原子力防災関連資機材の整備

原子力防災管理者は、2.(1)項の原子力防災資機材以外の資機材（以下「原子力防災関連資機材」という。）を別表5のとおり確保し、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に維持する。

なお、原子力防災管理者は、必要な資機材の数量、種類、保管場所等について訓練等の結果により適宜見直しを行う。

第4節 原子力災害対策活動で使用する資料の整備

1. オフサイトセンターに備え付ける資料

社長は、原子力災害が発生した場合に必要となる資料のうち、別表6に定める原災法第12条第4項の規定に基づく資料をオフサイトセンターに備え付けるため、内閣総理大臣に提出する。また、これらの資料について内容に変更があったときは同様とする。

2. 原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける資料

部長（原子力管理）は、別表6に定める、オフサイトセンターに備え付ける資料と同等の資料を原子力規制庁緊急時対応センターに備え付けるため、原子力規制庁に提出する。また、部長（原子力管理）は、これらの資料について定期的に見直しを行う。

3. 発電所及び本社に備え付ける資料

(1) 発電所

原子力防災管理者は、別表6に定める資料を発電所に備え付ける。また、原子力防災管理者は、これらの資料について内容に変更があったときは見直しを行う。

(2) 本社

部長（原子力管理）は、別表6に定める資料を本社に備え付ける。

(3) 原子力事業所災害対策支援拠点

部長（原子力管理）は、別表6に定める資料を発電所敷地外の保管場所に備え付ける。また、部長（原子力管理）は、これらの資料について定期的に見直しを行う。

第5節 原子力災害対策活動で使用する施設及び設備の整備・点検

1. 緊急時対策所

(1) 原子力防災管理者は、発電所に別図9及び別表7に示す緊急時対策所を、常に使用可能な状態に整備する。

なお、緊急時対策所が使用できない場合に備え、別表7 2. 代替緊急時対策所に記載する施設を代替場所として整備する。

(2) 原子力防災管理者は、緊急時対策所及びSPDSについて地震、津波等の自然災害が発生した場合においても、その機能が維持できる施設及び設備とする。

(3) 原子力防災管理者は、非常用電源を緊急時対策所及びSPDSへ供給できるように整備・点検する。

(4) 原子力防災管理者は、緊急時対策所に以下の設備を配備し、統合原子力防災ネットワークに接続する。

なお、原子力防災管理者は、これらの設備を定期的に整備・点検し、総理大臣官邸、原子力規制庁、オフサイトセンター及び独立行政法人原子力安全基盤機構との接続が確保できることを確認する。

a. 非常用通信機器（電話、ファクシミリ）

b. テレビ会議システム

c. SPDS

地上系ネットワーク：平成24年度末整備完了予定

衛星系ネットワーク：平成25年度上期整備完了予定（多様化）

2. 原子力災害対策室

(1) 部長（原子力管理）は、別表7に示す原子力災害対策室を、常に使用可能な状態に整備する。

(2) 部長（原子力管理）は、原子力災害対策室及びSPDSについて地震、津波等の自然災害が発生した場合においても、その機能が維持できる施設及び設備とする。

(3) 部長（原子力管理）は、非常用電源を原子力災害対策室及びSPDSに供給できるように整備・点検する。

(4) 部長（原子力管理）は、原子力災害対策室に以下の設備を配備し、統合原子力防災ネットワークに接続する。

なお、部長（原子力管理）は、これらの設備を定期的に整備・点検し、総理大臣官邸、原子力規制庁、オフサイトセンター及び独立行政法人原子力安全基盤機構との接続が確保できることを確認する。

a. 非常用通信機器（電話、ファクシミリ） 1

b. テレビ会議システム 1

c. SPDS 2

1 地上系ネットワーク：平成24年度末整備完了予定

- 衛星系ネットワーク：平成25年度上期整備完了予定（多様化）
- 2 地上系ネットワーク：平成27年度上期整備完了予定（多重化）
- 衛星系ネットワーク：平成25年度上期整備完了予定（多様化）

3. 原子力事業所災害対策支援拠点

- (1) 部長（原子力管理）は、原子力事業所災害対策支援拠点となる施設の候補として、別表7に示す施設をあらかじめ選定しておく。
- (2) 部長（原子力管理）は、原子力事業所災害対策支援拠点を、地震、津波等の自然災害が発生した場合においてもその機能を維持できる施設とする。
- (3) 部長（原子力管理）は、非常用電源を原子力事業所災害対策拠点に供給できるように整備・点検する。

4. 集合場所及び避難場所

原子力防災管理者は、別図10に定める集合場所及び避難場所のそれぞれの場所に立て看板等により、その場所が集合場所あるいは避難場所であることを掲示する。また、原子力防災管理者は、集合場所あるいは避難場所を指定若しくは変更したときは、関係者に周知する。

5. 応急処置施設

原子力防災管理者は、別図9に示す健康管理センターを応急処置施設として整備する。

6. 気象観測設備

原子力防災管理者は、別図9に示す気象観測設備を常に使用可能な状態に整備する。また、原子力防災管理者は、気象観測設備に異常が認められた場合には、速やかに修理し、機能回復に努める。

7. 緊急時サイレン及び所内放送装置

原子力防災管理者は、発電所における緊急時サイレン及び所内放送装置を整備する。また、原子力防災管理者は、緊急時サイレン及び所内放送装置に不具合が認められた場合には、速やかに修理し、機能回復に努める。

第6節 防災教育の実施

原子力防災管理者及び部長（原子力管理）は、緊急時対策要員に対して、原子力災害に関する知識及び技能を習得し、原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、以下の項目について教育を行う。

なお，教育の実施にあたっては，計画，実施，評価，改善のプロセスを適切に実施する。

- ・原子力防災組織及び活動に関する知識
- ・発電所及び放射性物質の運搬容器等の施設又は設備に関する知識
- ・放射線防護に関する知識
- ・放射線及び放射性物質の測定方法並びに機器を含む防災対策上の諸設備に関する知識

第7節 防災訓練の実施

1. 社内における訓練

(1) 原子力防災管理者及び部長(原子力管理)は，原子力防災組織が原子力災害発生時に効果的に機能することを確認するため，以下の項目について訓練を実施するとともに，複数の項目を適宜組み合わせて行う総合的な訓練についても実施する。

なお，訓練の実施にあたっては，計画，実施，評価，改善のプロセスを適切に実施する。

- a. 通報・連絡訓練
- b. 緊急被ばく医療訓練
- c. 緊急時モニタリング訓練
- d. 避難誘導訓練
- e. 復旧訓練
- f. シビアアクシデントマネジメント訓練
- g. 電源機能等喪失時対応訓練
- h. 原子力緊急事態支援組織対応訓練

(2) 原子力防災管理者は，(1)に係る訓練実施計画をとりまとめ，原子力防災専門官の指導及び助言を受ける。

なお，年間の訓練実施計画の策定時には，原子力規制委員会に評価結果を報告する訓練を定める。

(3) 社長は，原子力規制委員会に訓練の実施結果を別紙6により報告し，その要旨を公表するとともに，原子力規制委員会による訓練の評価結果に応じ，適切に対応する。

2. 国又は地方公共団体が主催する訓練

発電所及び本社の緊急時対策要員は，国又は地方公共団体が主催する原子力防災訓練における訓練計画の策定に参画し，訓練内容に応じて原子力防災要員の派遣，原子力防災資機材の貸与等必要な活動の訓練に参加する。

第8節 関係機関との連携

原子力防災管理者は、緊急時においてこの計画に基づき関係機関と連携を取りながら緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策を実施するために、平常時から以下のように連携を図る。

1. 国との連携

- (1) 原子力防災管理者は、国の機関（原子力規制委員会、文部科学省、その他関係省庁）とは平常時から協調し、防災情報の収集、提供等相互連携を図る。
- (2) 社長は、内閣総理大臣、原子力規制委員会又は国土交通大臣から原災法に基づく業務の報告を求められた場合は、その業務について報告を行う。
- (3) 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会又は国土交通大臣から原災法に基づく事業所の立入検査があった場合は、その立入検査について対応を行う。
- (4) 原子力防災管理者は、原子力防災専門官からこの計画及び原子力防災組織の設置その他原子力災害予防対策に関する指導及び助言があった場合は、速やかにその対応を行う。また、原子力防災管理者は、原子力防災専門官と協調し、防災情報の収集、提供等相互連携を図る。

2. 地方公共団体との連携

- (1) 原子力防災管理者は、地方公共団体（島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市、鳥取県、米子市及び境港市）とは平常時から協調し、防災情報の収集、提供等相互連携を図る。
- (2) 原子力防災管理者は、地域防災会議等が開催されるときは、必要な場合はこれに参加して密接な連携を保つ。
- (3) 社長は、島根県知事、松江市長及び鳥取県知事から原災法に基づく業務の報告を求められた場合は、その業務について報告を行う。
- (4) 原子力防災管理者は、島根県知事、松江市長及び鳥取県知事から原災法に基づく事業所の立入検査があった場合は、その立入検査について対応を行う。

3. 地元防災関係機関等との連携

原子力防災管理者は、地元防災関係機関等（松江市消防本部、島根県警察本部、松江警察署、境海上保安部及びその他関係機関）とは平常時から協調し、防災情報の提供、収集等相互連携を図る。

4. 原子力緊急事態支援組織の整備

- (1) 社長は、原子力事業者間の協力によって、遠隔操作が可能な装置等の操作が円滑に実施できるよう、次に掲げる事項についてあらかじめ別表8に示す原子力緊急事態支援組織と調整しておく。

- a . 原子力緊急事態支援組織が配備する装置及び資機材等
 - b . 原子力緊急事態支援組織が配備する装置及び資機材等の保守要領，点検記録の保管
 - c . 原子力緊急事態支援組織が配備する装置及び資機材等の保管方法，保管場所
- (2) 部長（原子力管理）は，原子力緊急事態支援組織に発電所の原子力防災要員又は緊急時対策要員を定期的に派遣し，遠隔操作が可能な装置の操作等に関する技能を習得して，原子力事業所災害対策の円滑な実施に資する。

第9節 発電所周辺の方々を対象とした平常時の広報活動

原子力防災管理者は，平常時より発電所周辺の方々を対象に，国，地方公共団体と協調して次に掲げる内容についての理解活動を行う。

- ・ 放射性物質及び放射線の特性
- ・ 原子力発電所の概要
- ・ 原子力災害とその特殊性
- ・ 原子力災害発生時における防災対策の内容

第3章 緊急事態応急対策等の実施

第1節 通報及び連絡

1. 通報の実施

(1) 通報の実施

a. 原子力防災管理者は、敷地境界放射線上昇事象等（原子力発電所敷地境界付近において1時間当たり0.22マイクロシーベルト以上の放射線量が検出された場合、島根県又は鳥取県で震度6弱以上の地震を観測した場合、島根県又は鳥取県沿岸に大津波警報が発令された場合、その他原子力規制庁が警戒事象と判断した場合）が発生した場合、別紙7に定める通報様式に必要事項を記入し、原子力規制委員会、島根県知事、松江市長、鳥取県知事等別図4-1に定める通報先にファクシミリ装置その他の可能な限り早く到達する通信手段を用いて一斉に送信し、記録として保存する。

b. 原子力防災管理者は、原災法第10条第1項の規定に基づく別表1の事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに別紙8-1に定める通報様式に必要事項を記入し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、島根県知事、松江市長、鳥取県知事等別図4-1に定める通報先にファクシミリ装置その他の可能な限り早く到達する通信手段を用いて一斉に送信し、記録として保存する。更に、内閣総理大臣、原子力規制委員会、島根県知事、松江市長、出雲市長、安来市長、雲南市長、鳥取県知事、米子市長及び境港市長に対してはその着信を確認する。

なお、別表1に定める事象のうち、発電所が輸送物の安全について責任を有する事業所外運搬（使用済燃料、低レベル放射性廃棄物等）の場合にあっては、別紙8-2に定める通報様式に必要事項を記入し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事、市町村長等別図4-2に定める通報先にファクシミリ装置その他の可能な限り早く到達する通信手段を用いて送信し、記録として保存する。更に、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長に対してはその着信を確認する。

原子力防災管理者は、原災法第10条の規定に基づく通報を行った際は内閣総理大臣、原子力規制委員会、島根県知事、松江市長及び鳥取県知事と連絡を取りつつ島根県と合同で報道機関へ発表する。

(2) 中性子線の測定

原子力防災管理者は、第2章第3節1.「敷地境界付近の放射線測定設備の設置、検査等」に基づいて設置するモニタリングポストにより、1時間当たり1マイクロシーベルト以上の放射線量が検出されているときは、中性子線（自然放射線によるものを除く。）が検出されないことが明らかとなるまでの間、施設の周

辺において中性子線測定用可搬式測定器によって瞬間ごとの中性子線の放射線量を測定し，1時間当たりの数値に換算する。

2. 緊急時体制発令時の対応

- (1) 原子力防災管理者は，前項の事象が発生した場合，この計画第2章第1節1.「緊急時体制の区分」に基づき，直ちに緊急時体制を発令する。
なお，事象の進展によっては，緊急時警戒体制又は緊急時非常体制を発令せず，直接緊急時特別非常体制を発令する場合もある。その場合の緊急時体制の発令は，この計画第3章第3節「緊急事態応急対策」に準ずる。
- (2) 原子力防災管理者は，この計画第2章第2節2.(1)「緊急時体制の発令」に規定する緊急時体制を発令した場合は，直ちに部長（原子力管理）に報告する。また，この際，原子力防災管理者は，別表9に定めるSPDSデータが国へ伝送されていることを確認する。
- (3) 社長は，部長（原子力管理）から発電所緊急時体制の発令の報告を受けたときは，この計画第2章第1節1.「緊急時体制の区分」に基づき，直ちに本社に緊急時体制を発令する。
- (4) 原子力防災管理者及び部長（原子力管理）は，緊急時体制発令後，緊急時対策要員を非常招集する。
- (5) 原子力防災管理者及び社長は，発電所及び本社にそれぞれ緊急時対策本部，緊急時対策総本部を設置し，それぞれ本部長，総本部長となり活動を開始する。

3. 情報の収集と提供

- (1) 本部の各班長は，事故状況の把握を行うため，速やかに次の事項を調査し，事故及び被害状況等を迅速かつ的確に収集し，本部長に報告する。
- a. 事故の発生時刻及び場所
 - b. 事故原因，状況及び事故の拡大防止措置
 - c. 被ばく及び傷害等人身災害に係る状況
 - d. 発電所敷地周辺における放射線及び放射能の測定結果
 - e. 放出放射性物質の種類，量，放出場所及び放出状況の推移等の状況
 - f. 気象状況
 - g. 事故収束の見通し
 - h. その他必要と認める事項
- (2) 本部長は，上記の情報を定期的に収集し，その内容を別紙9-1又は別紙9-2に記載して別図5-1, 5-2に定める連絡箇所にファクシミリ装置その他の可能な限り早く到達する通信手段にて送信し，記録として保存する。

4. 社外関係機関との連絡方法

原子力防災管理者（本部が設置されている場合は本部長）は，別図5-1, 5-2の連絡経路により社外関係機関に連絡を行う。

5. 通話制限

総本部長及び本部長は、緊急事態応急対策実施時の保安通信を確保するため、必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講じる。

6. 原子力緊急事態支援組織への協力要請

部長(原子力管理)は、原災法第10条第1項の規定に基づく通報を行った場合、その情報を原子力緊急事態支援組織に連絡するとともに、状況に応じて資機材の提供等の支援要請を行う。

第2節 応急措置の実施

1. 応急措置の実施報告

本部長は、本節の各項に掲げる応急措置を実施するとともに、別紙9-1に定める報告様式にその概要を記入し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、島根県知事、松江市長、鳥取県知事等別図5-1に定める報告先にファクシミリ装置その他の可能な限り早く到達する通信手段を用いて一斉に送信し、記録として保存する。

ただし、事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあっては、別紙9-2に定める報告様式にその概要を記入し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長等別図5-2に定める報告先にファクシミリ装置その他の可能な限り早く到達する通信手段を用いて送信し、記録として保存する。

2. 避難

(1) 避難誘導

本部長は、発電所内の事象に係る緊急時体制を発令した場合は、別図10に示す集合場所及び避難場所の配置図により、発電所敷地内の原子力災害対策活動に従事しない者及び来訪者等(以下「発電所避難者」という。)に対する避難場所及び避難経路等の必要な事項を指示するものとし、所内放送、ペーディング等により、避難場所への避難及び避難の際の防護措置を周知するとともに、発電所避難者の避難誘導を行う者(以下「避難誘導員」という。)の配置を指示し、その業務にあたらせる。

なお、来訪者に対しては、バス等による輸送若しくは避難誘導員による誘導案内を行い、避難場所への避難が迅速かつ的確に行えるよう特に配慮する。また、本部長は、避難誘導員からの報告を受け、発電所避難者の人数、健康状態等の状況を把握するものとする。

(2) 移送

本部長は、避難場所への避難の完了後、発電所内の事象等により、必要に応じて、発電所避難者を適切な場所へ移送するものとする。

また本部長は、緊急時体制発令中においては、発電所敷地内への入域を制限するとともに、原子力災害対策活動に關係のない車両の使用を禁止する。

3. 放射性物質の影響範囲の推定及び防護措置

本部長は、発電所内及び発電所敷地周辺の放射線並びに放射性物質の測定を行い、放射性物質が発電所敷地外に放出された場合は、放射線監視データ、気象観測データ、緊急時環境モニタリングデータ等を基に放射性物質の影響範囲を推定する。

また、本部長は必要に応じて原子力災害対策活動等に従事する者に対し、防護マスクの着用及び線量計の携帯等の防護措置を指示するものとする。

なお、本部長は、原子力災害対策活動等に従事する者に対し、別表10に定める基準により、安定ヨウ素剤を服用させる。

4. 緊急被ばく医療

(1) 救助活動

本部長は、負傷者及び放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者（以下「負傷者等」という。）がいる場合は、負傷者等を放射線の影響の少ない場所に速やかに救出する。

(2) 医療活動

本部長は、負傷者等を別図9に示す発電所内の健康管理センターに搬送し、応急処置及び除染等の措置を講じるとともに、別表11に基づき初期被ばく医療機関への搬送及び治療の依頼等の必要な措置を講じる。

ただし、個別の具体的な線量評価、臨床所見及び検査結果等により、専門的な医療が必要であると判断した場合は、二次又は三次被ばく医療機関に搬送する。

(3) 二次災害防止に関する措置

本部長は、医療機関へ負傷者等の搬送及び治療の依頼を行うとき並びに救急隊到着時に、事故の概要、負傷者等の放射性物質による汚染の状況、搬送及び治療の際の救急隊の被ばく防止のために必要な情報を伝達する等の措置を講じる。

(4) 医療機関への搬送に関する措置

本部長は、負傷者等を医療機関へ搬送する際に、放射性物質や放射線に対する知識を有し、線量評価や汚染の拡大防止措置が行える者を同行させるとともに、医療機関へ到着時に必要な情報を伝達する。

また、本部長は、負傷者等の搬送を行った救急車や処置を行った医療機関の処置室等の汚染検査に協力する。

(5) 緊急時対策要員の健康管理等

本部長は、緊急時対策要員の疲弊を防止し、原子力災害対策活動を円滑に行うため、できる限り早期に、活動期間及び交代時期を明確にする。

また、本部長は、緊急時対策要員への健康診断及び健康相談による健康不安に対する対策等を実施する。

5. 消火活動

本部長は、火災が発生した場合は速やかにその状況を把握し、消防機関に通報するとともに、安全を確保しつつ自発的に初期消火活動を行い、消防機関と連携協力して迅速に消火活動を行う。

6. 汚染拡大の防止

本部長は、不要な被ばくを防止するため、関係者以外の者の立入りを禁止する区域を設定し、標識により明示するとともに、必要に応じ所内放送等により発電所構内にいる者に周知する。また、放射性物質による予期しない汚染が確認された場合には、速やかにその拡大の防止及び除去に努める。

7. 線量評価

本部長は、発電所避難者及び原子力災害対策活動に従事している要員の線量評価を行うとともに、放射性物質による汚染が確認された場合には、速やかにその拡大の防止及び除去に努める。

8. 広報活動

本部長は、緊急時体制を発令した後、状況に応じて島根、鳥取県政記者会においてプレス発表を行う。なお、オフサイトセンターの運営開始以降は、国、島根県、松江市、鳥取県等と合同でプレス発表を行う。

9. 応急復旧

(1) 施設及び設備の整備及び点検

本部長は、中央制御室の計器等による監視及び可能な範囲における巡回点検の実施により、発電所設備の異常の状況、機器の動作状況等を把握する。

(2) 応急の復旧対策

本部長は、原子力災害の拡大の防止を図るため、以下に関する応急復旧計画を策定する。本部長は、これに基づき速やかに復旧対策を実施する。

a. 施設や設備の整備及び点検

b. 故障した設備等の応急の復旧

c. その他応急の復旧対策に必要な事項

(3) 原子力規制委員会から命令があった場合の対応

本部長は、原子炉等規制法第64条第3項の規定に基づく危険時の措置について原子力規制委員会から命令があった場合は、適切に対応する。

10. 原子力災害の拡大防止を図るための措置

本部長は、以下に示す事項により、事故状況の把握、事故の拡大防止及び被害の拡大に関する推定を行い、原子力災害の拡大防止を図る。

(1) 主要運転データにより原子炉系の運転状態を把握し、燃料破損あるいはその可

能性の有無を評価する。

- (2)発生事象に対する工学的安全施設等の健全性及び運転可能な状態の継続性を把握し，事故の拡大の可能性を予測するとともに，放射能が外部へ放出される可能性を評価する。
- (3)可能な限り燃料破損の程度を定量的に推定し，外部へ放出される放射能の予測を行う。
- (4)事故の拡大のおそれがある場合には，事故拡大防止に関する運転上の措置を検討する。
- (5)その他の号機については，事故発生号機からの影響を考慮し，運転継続の可否を検討するとともに，必要な点検及び操作を実施して，保安維持を行う。
- (6)環境への放射性物質の放出状況及び気象状況等から，事故による周辺環境への影響を予測する。

11. 資機材の調達及び輸送

本部長は，原子力防災資機材及びその他資機材の使用状況を調査し，必要な資機材を調達する。また，本部長は，発電所において十分に調達できない場合，総本部に必要な資機材の調達及び輸送を要請する。

12. 事業所外運搬に係る事象の発生における措置

総本部長及び本部長は，事業所外運搬に係る事象が発生した場合，直ちに現場へ必要な要員を派遣し，運搬を委託された者，最寄りの消防機関，警察機関及び海上保安部署と協力して，事象の状況を踏まえ次に掲げる措置を実施し，原子力災害の発生の防止を図る。

- (1)放射線障害を受けた者の救出，避難等の措置
- (2)消火，延焼防止の措置
- (3)運搬に従事する者や付近にいる者の退避
- (4)立入制限区域の設定
- (5)核燃料物質等の安全な場所への移動
- (6)モニタリングの実施
- (7)核燃料物質等による汚染及び漏えいの拡大防止並びに汚染の除去
- (8)遮へい対策の実施
- (9)その他放射線障害の防止のために必要な措置

13. 原子力防災要員の派遣

本部長は，原子力防災専門官その他国の関係機関から，オフサイトセンターの設営準備に入る旨の連絡を受けた場合，オフサイトセンターの設営準備助勢のため，原子力防災要員を派遣する。

14. 地方公共団体からの要請に基づく派遣等

本部長は、地方公共団体の長から要請があった場合は、島根県地域防災計画及び鳥取県地域防災計画で定めるモニタリング要員の派遣及び防災資機材の提供等、防災上必要な要員の派遣及び防災資機材の提供について、適切に対応する。

15. 被災者の相談窓口の設置

総本部長及び本部長は、原子力緊急事態解除宣言前であっても、可能な限り速やかに被災者の損害賠償請求等のため、相談窓口を設置する等、必要な体制を整備する。

第3節 緊急事態応急対策

1. 緊急時特別非常体制の発令

(1) 本部長は、原災法第15条第1項の規定に基づく基準（別表2に定める状態）に至った場合、直ちに別紙10-1に所定の事項を記入し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、島根県知事、松江市長、鳥取県知事等別図5-1に定める報告先にファクシミリ装置その他の可能な限り早く到達する通信手段を用いて一斉に送信し、記録として保存する。

ただし、事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあっては、別紙10-2に定める報告様式にその概要を記入し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長等別図5-2に定める報告先にファクシミリ装置その他の可能な限り早く到達する通信手段を用いて送信し、記録として保存する。

(2) 本部長は、この報告を行ったとき、あるいは内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発令したときは、直ちに緊急時特別非常体制を発令する。

(3) 本部長は、別図3に定める連絡経路に基づき、総本部長その他必要な箇所に緊急時特別非常体制を発令した旨を連絡する。

(4) 総本部長は、発電所の緊急時特別非常体制発令の報告を受けた場合、本社に緊急時特別非常体制を発令する。

2. 原子力災害合同対策協議会等との連絡及び報告

本部長は、オフサイトセンターが設置された場合、オフサイトセンターに派遣されている原子力防災要員と連絡を密にとる。本部長は、原子力災害合同対策協議会から発電所に対して指示された事項に対応するとともに、原子力災害合同対策協議会に対して必要に応じて意見を進言する。

3. 応急措置の継続実施

本部長は、本章第2節「応急措置の実施」に示す各措置を、原子力緊急事態解除

宣言があるまでの間継続実施する。

4. 事業所外運搬事故における対策

総本部長及び本部長は、運搬を委託された者と協力し、発災現場に派遣された専門家による助言を踏まえつつ、原子力施設における原子力災害に準じた緊急事態対策を主体的に講じる。

5. 原子力防災要員等の派遣等

(1) オフサイトセンター等への派遣

本部長は、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、島根県知事、松江市長、鳥取県知事及びその他の執行機関の実施する次の発電所敷地外における緊急事態対策が的確かつ円滑に行われるようするため、別表1-2に定める原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じる。

a. オフサイトセンターにおける業務に関する事項

- (a) オフサイトセンターの設営準備助勢
- (b) 発電所とオフサイトセンターとの情報交換
- (c) 報道機関への情報提供
- (d) 緊急事態対策についての相互の協力及び調整
- (e) 原子力災害合同対策協議会への参加

b. 環境放射線モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関する事項

- (a) 環境放射線モニタリング
- (b) 身体又は衣服に付着している放射性物質の汚染の測定
- (c) 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定
- (d) 放射性物質による汚染が確認されたものの除染

(2) 原子力規制庁緊急時対応センターへの派遣

部長（原子力管理）は、国の関係機関から、原子力規制庁緊急時対応センターの運営の準備に入る体制を取る旨の連絡を受けた場合、対応要員の派遣その他必要な措置を講じる。

(3) 原子力事業所災害対策支援拠点への派遣

部長（原子力管理）は、以下に掲げる事項を実施するための拠点として原子力事業所災害対策支援拠点の設置が必要と判断した場合、あらかじめ複数選定しておいた拠点の候補の中から適切な拠点を確保し、緊急時対策要員及びその他必要な要員を派遣するとともに、原子力事業所災害対策支援に必要な資機材及び原子力災害対策活動で使用する資料を輸送し、配備する。資機材等の輸送は、陸路のほか空路等の使用も考慮し、早急な配備に努める。

a. 原子力事業所災害対策支援拠点における業務に関する事項

- (a) 発電所への物資、要員の派遣
- (b) 輸送に付随する放射線管理、入退域管理

派遣された原子力防災要員等は、派遣先の関係執行機関の長の指示に基づき、必要な業務を行う。なお、本部長は、本社の応援を必要とするときは総本部長に要請し、総本部長は、本社からオフサイトセンター等への派遣要員を選定し、派遣する。それでもなお不足する場合は、総本部長は他の原子力事業者の応援を要請する。

第4章 原子力災害事後対策の実施

原子力防災管理者は、原災法第15条第4項の規定に基づく原子力緊急事態解除宣言があったとき以降において、原子力災害の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため、原子力災害事後対策を実施する。なお、原子力緊急事態に至らない事象であっても、必要があると認められた場合には、本章に示した対策に準じて対応する。

第1節 発電所の対策

1. 復旧対策

本部長は、原子力災害発生後の事態収拾の円滑化を図るため、次の事項について復旧計画を策定して原子力規制委員会、島根県知事、松江市長及び鳥取県知事に提出し、当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施する。

- (1) 原子炉施設の損傷状況及び汚染状況の把握
- (2) 原子炉施設の除染の実施
- (3) 原子炉施設損傷部の修理、改造の実施
- (4) 放射性物質の追加放出の防止
- (5) 各復旧対策の実施体制及び復旧に関する工程

2. 緊急時対策要員の健康管理等

本部長は、第3章第2節4.「緊急被ばく医療」に示す健康診断及び健康相談について、継続して実施する。

3. 緊急時体制の解除

総本部長及び本部長は、第2章第2節2.(3)「緊急時体制の解除」に基づき緊急時体制を解除した場合は、その旨を別図5-1に定める連絡経路により報告する。

4. 原因究明と再発防止対策の実施

原子力防災管理者は、原子力災害の発生した原因を究明し、必要な再発防止対策を講じる。

第2節 原子力防災要員等の派遣等

原子力防災管理者は、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、島根県知事、松江市長、鳥取県知事及びその他の執行機関の実施する次の発電所敷地外における原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようするため、別表13に定める原子力

防災要員等の派遣，原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じる。

部長（原子力管理）は，国，地方公共団体等と協力して，汚染区域の除染および廃棄物の処理に必要な措置を講じる。

なお，派遣された原子力防災要員等は，派遣先の関係執行機関の長の指示により，必要な業務を行う。

1. 広報活動に関する事項

- (1) 発電所とオフサイトセンターとの情報交換
- (2) 報道機関への情報提供

2. 環境放射線モニタリング，汚染検査及び汚染除去に関する事項

- (1) 環境放射線モニタリング
- (2) 身体又は衣服に付着している放射性物質の汚染の測定
- (3) 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定
- (4) 放射性物質による汚染が確認されたものの除染

第5章 その他

第1節 他の原子力事業者への協力

他の原子力事業者で原子力災害が発生した場合、部長（原子力管理）は原子力防災管理者とともに、国あるいは他社からの要請に応じ、当該事業者、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようするため、以下の事項について別表14に定める原子力防災要員、緊急時対策要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な協力をする。

- ・ 環境放射線モニタリング
- ・ 身体又は衣服に付着している放射性物質の汚染の測定
- ・ 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定
- ・ 放射性物質による汚染が確認されたものの除染

ただし、事業所外運搬の場合にあっては、本節の「他の原子力事業者」を「当社に通報責任のない事業所外運搬」に読み替えて準用する。

また、社長は、国内の原子力事業所及び事業所外運搬において原子力災害が発生した場合に、原子力事業者間の協力が円滑に実施できるよう、協力活動の方法等についてあらかじめ他の原子力事業者と調整しておく。

島根原子力発電所

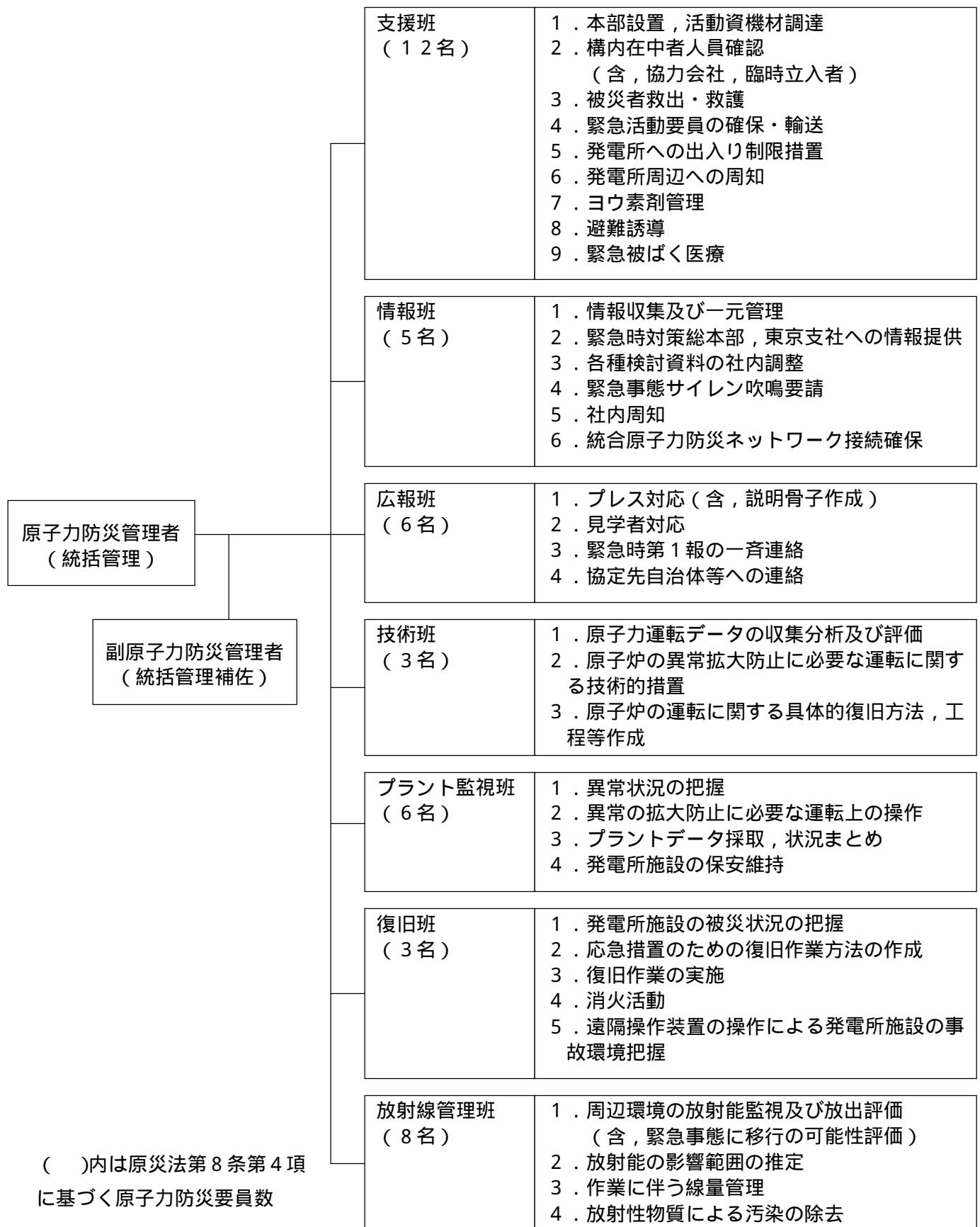
原子力事業者防災業務計画別冊

別冊目次

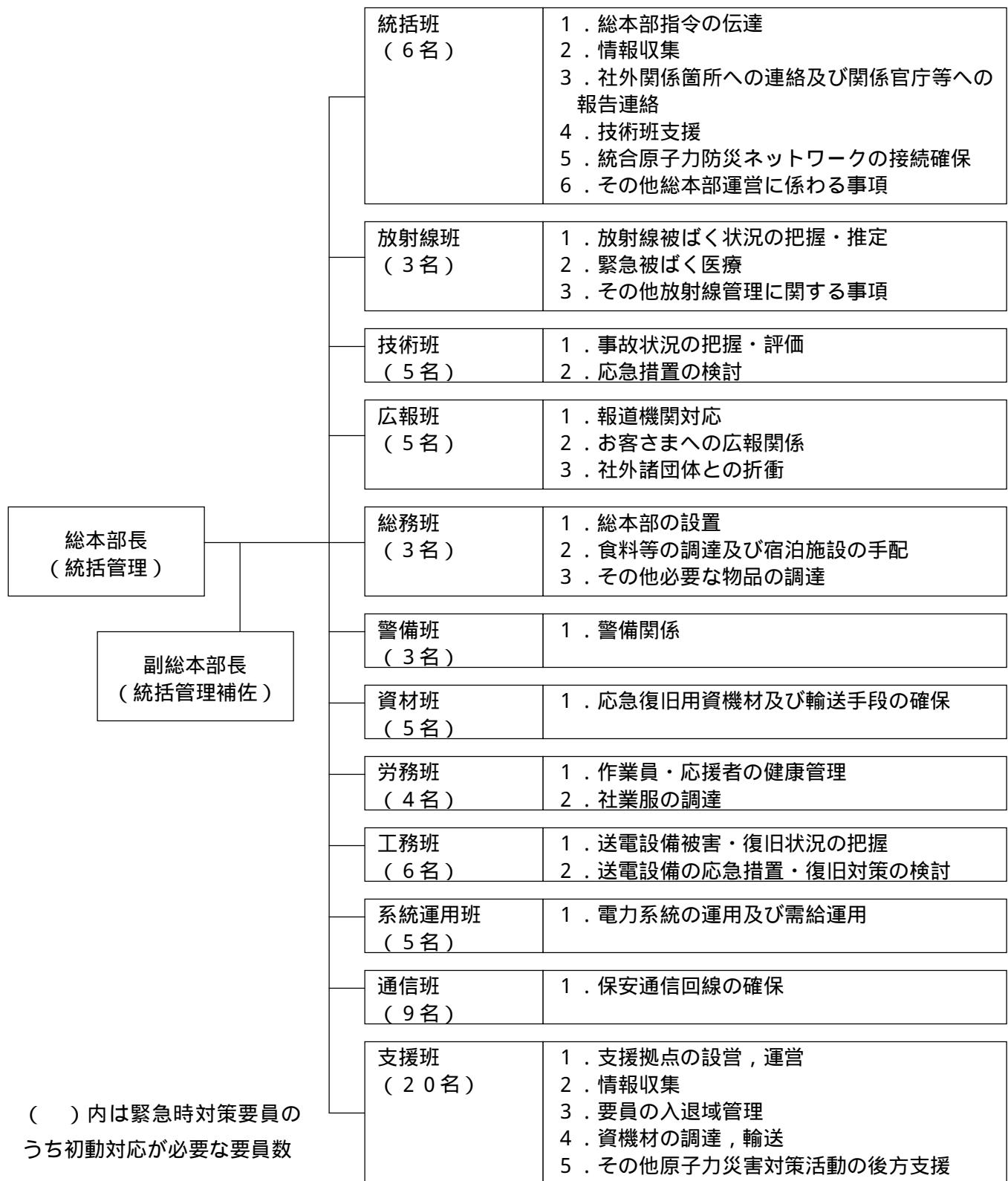
- 別図 1 発電所原子力防災組織
別図 2 本社緊急時対策組織
別図 3 緊急時における社内体制及び社内の情報・指令伝達経路
別図 4 - 1 敷地境界放射線上昇事象等又は原災法第10条第1項の規定に基づく通報経路（原子炉施設）
別図 4 - 2 原災法第10条第1項の規定に基づく通報経路（事業所外運搬）
別図 5 - 1 敷地境界放射線上昇事象等又は原災法第10条第1項の規定に基づく通報後の連絡経路（原子炉施設）
別図 5 - 2 原災法第10条第1項の規定に基づく通報後の連絡経路（事業所外運搬）
別図 6 発電所緊急時対策要員の非常招集連絡経路
別図 7 緊急時体制発令の伝達経路（本社）
別図 8 発電所敷地周辺の放射線測定設備
別図 9 発電所内の緊急時対策所及び応急処置施設等
別図 10 発電所敷地内の集合場所と避難場所
別図 11 シビアアクシデント対策等に関する資機材配置
- 別表 1 原災法第10条第1項の規定に基づく通報基準
別表 2 原災法第15条第1項の規定に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準
別表 3 原子力防災要員の職務と配置
別表 4 原子力防災資機材
別表 5 原子力防災関連資機材
別表 6 原子力災害対策活動で使用する資料
別表 7 原子力災害対策活動で使用する施設
別表 8 原子力緊急事態支援組織
別表 9 S P D S 伝送データ項目
別表 10 原子力災害対策活動等に従事する者の安定ヨウ素剤服用基準
別表 11 緊急被ばく医療機関への負傷者等搬送手順
別表 12 緊急事態応急対策における原子力防災要員等の派遣，原子力防災資機材等の貸与
別表 13 原子力災害事後対策における原子力防災要員等の派遣，原子力防災資機材の貸与
別表 14 他の原子力事業所で発生した原子力災害への原子力防災要員等の派遣，原子力防災資機材の貸与

- 別紙 1 原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書
- 別紙 2 原子力防災要員現況届出書
- 別紙 3 原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書
- 別紙 4 放射線測定設備現況届出書
- 別紙 5 原子力防災資機材現況届出書
- 別紙 6 防災訓練実施結果報告書
- 別紙 7 敷地境界放射線上昇事象等発生通報
- 別紙 8 - 1 特定事象発生通報（原子炉施設）
- 別紙 8 - 2 特定事象発生通報（事業所外運搬）
- 別紙 9 - 1 異常事態連絡（第2報以降）（原子炉施設）
- 別紙 9 - 2 異常事態連絡（第2報以降）（事業所外運搬）
- 別紙 10 - 1 原災法第15条第1項の規定に基づく基準に達したときの報告（原子炉施設）
- 別紙 10 - 2 原災法第15条第1項の規定に基づく基準に達したときの報告（事業所外運搬）

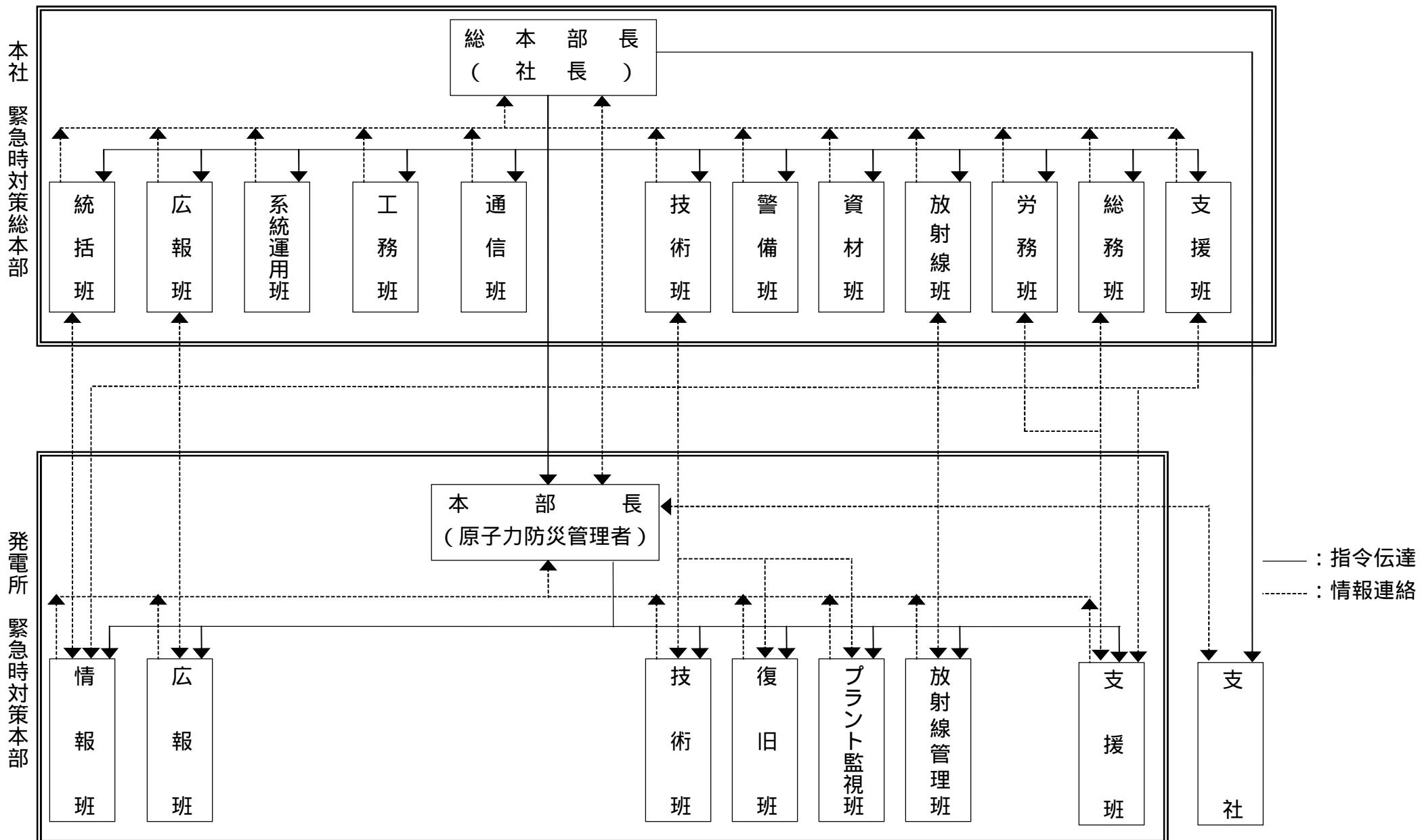
別図1 発電所原子力防災組織



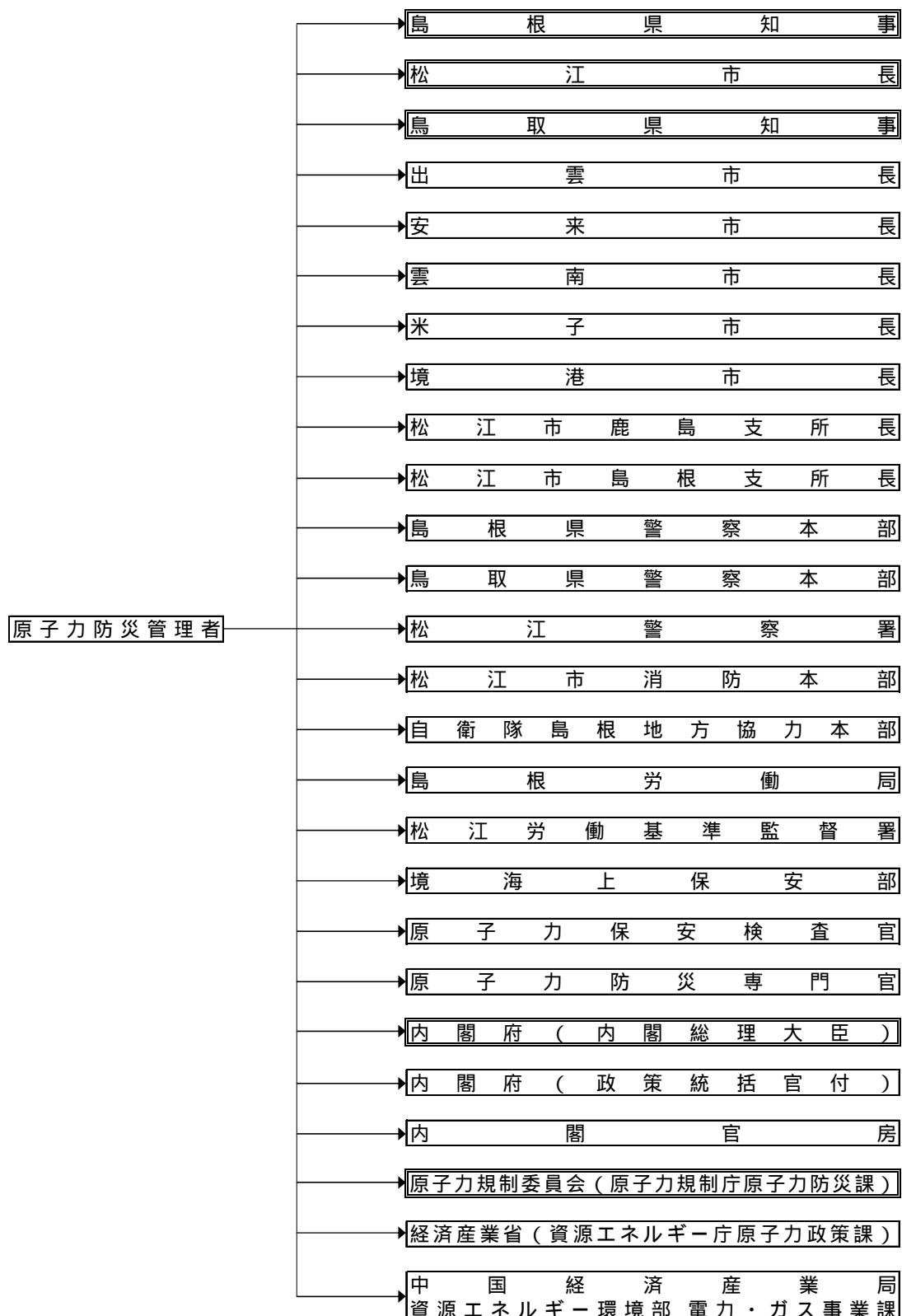
別図2 本社緊急時対策組織



別図3 緊急時における社内体制及び社内の情報・指令伝達経路

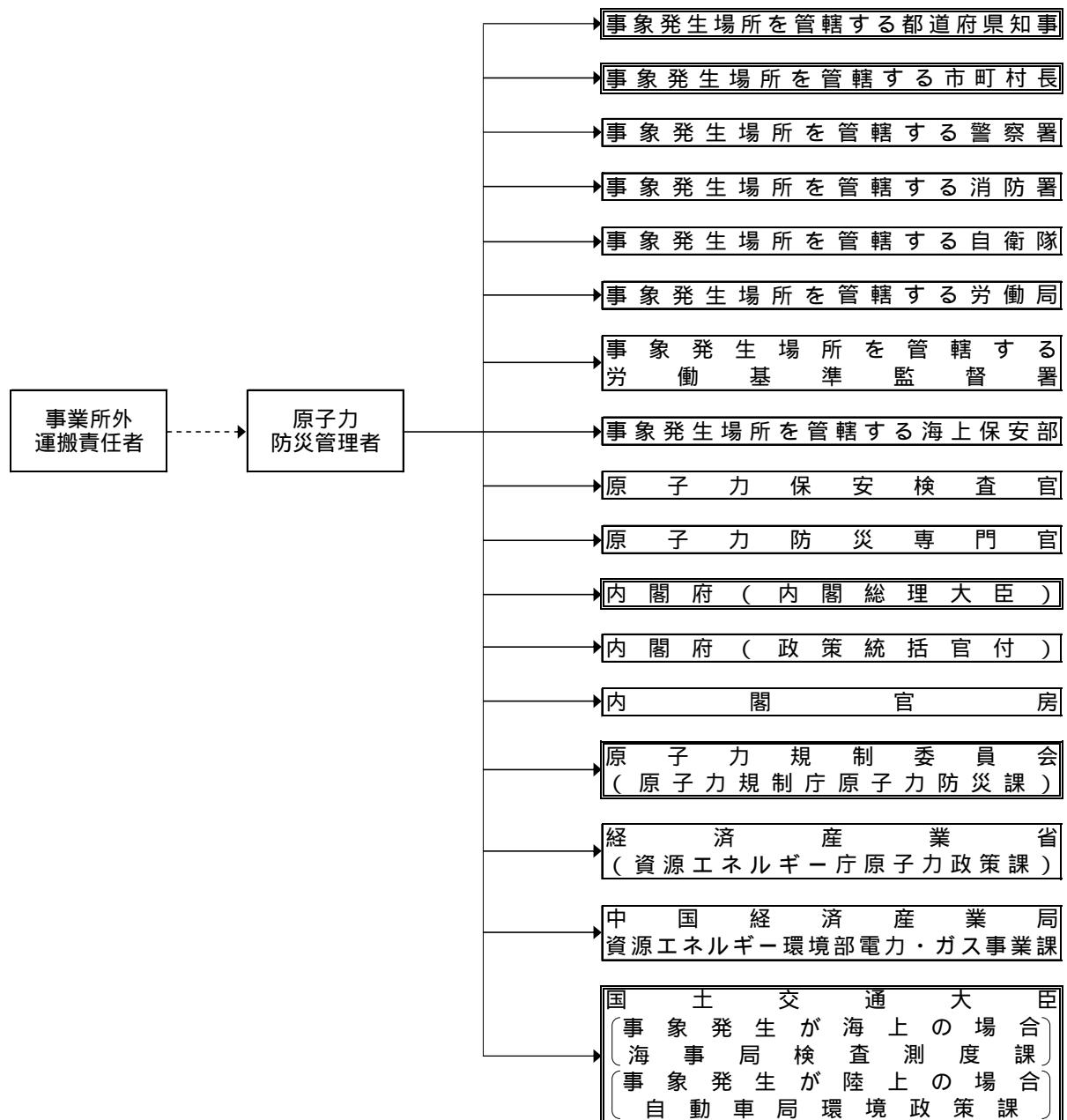


別図4-1 敷地境界放射線上昇事象等又は原災法第10条第1項の規定に基づく通報経路（原子炉施設）



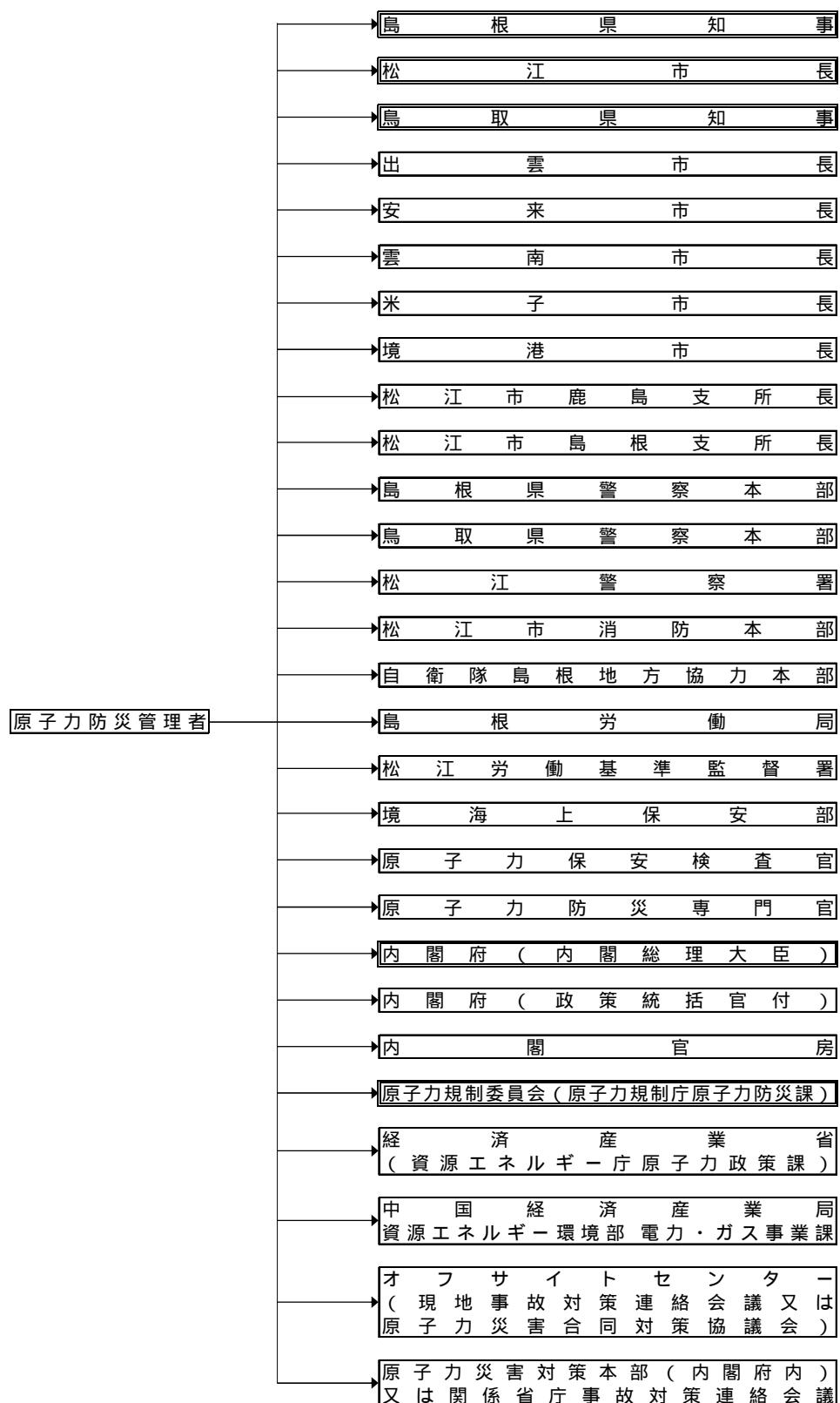
□ : 原災法第10条第1項の規定に基づく通報先

別図4-2 原災法第10条第1項の規定に基づく通報経路(事業所外運搬)



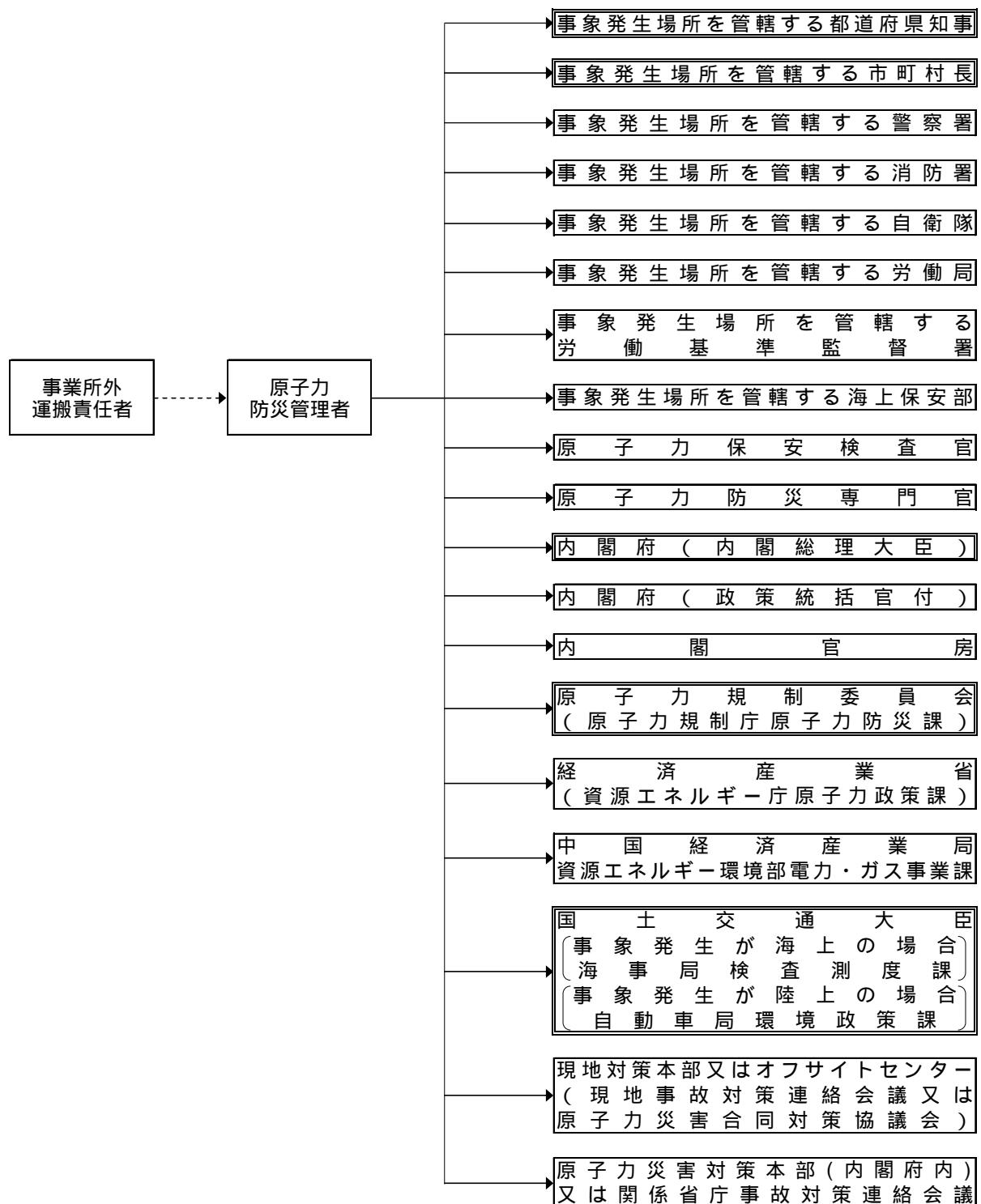
□ : 原災法第10条第1項の規定に基づく通報先

別図5-1 敷地境界放射線上昇事象等又は原災法第10条第1項の規定に基づく通報後の連絡経路（原子炉施設）



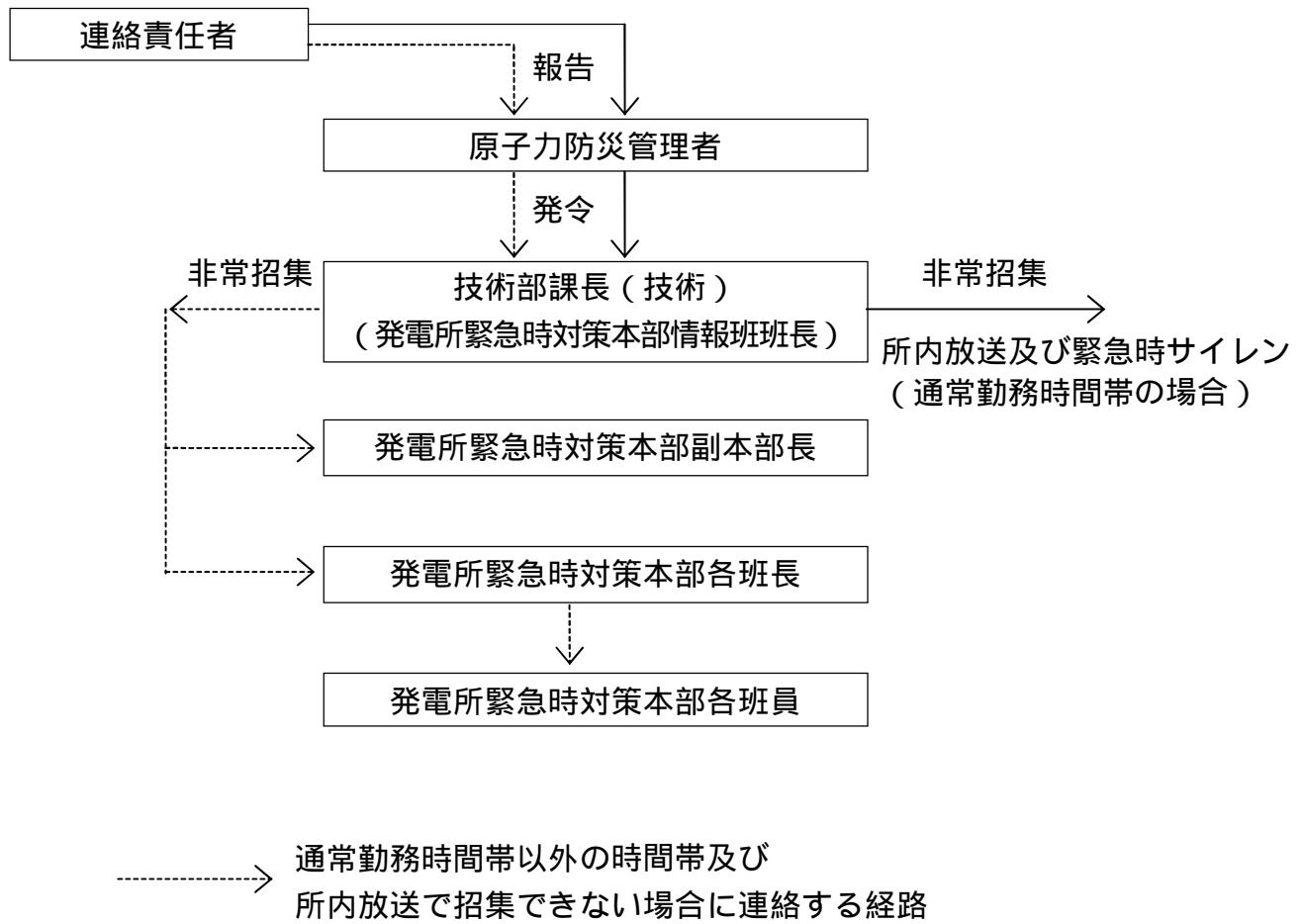
□ : 原災法第25条第2項の規定に基づく応急措置の報告先

別図 5 - 2 原災法第 10 条第 1 項の規定に基づく通報後の連絡経路
(事業所外運搬)

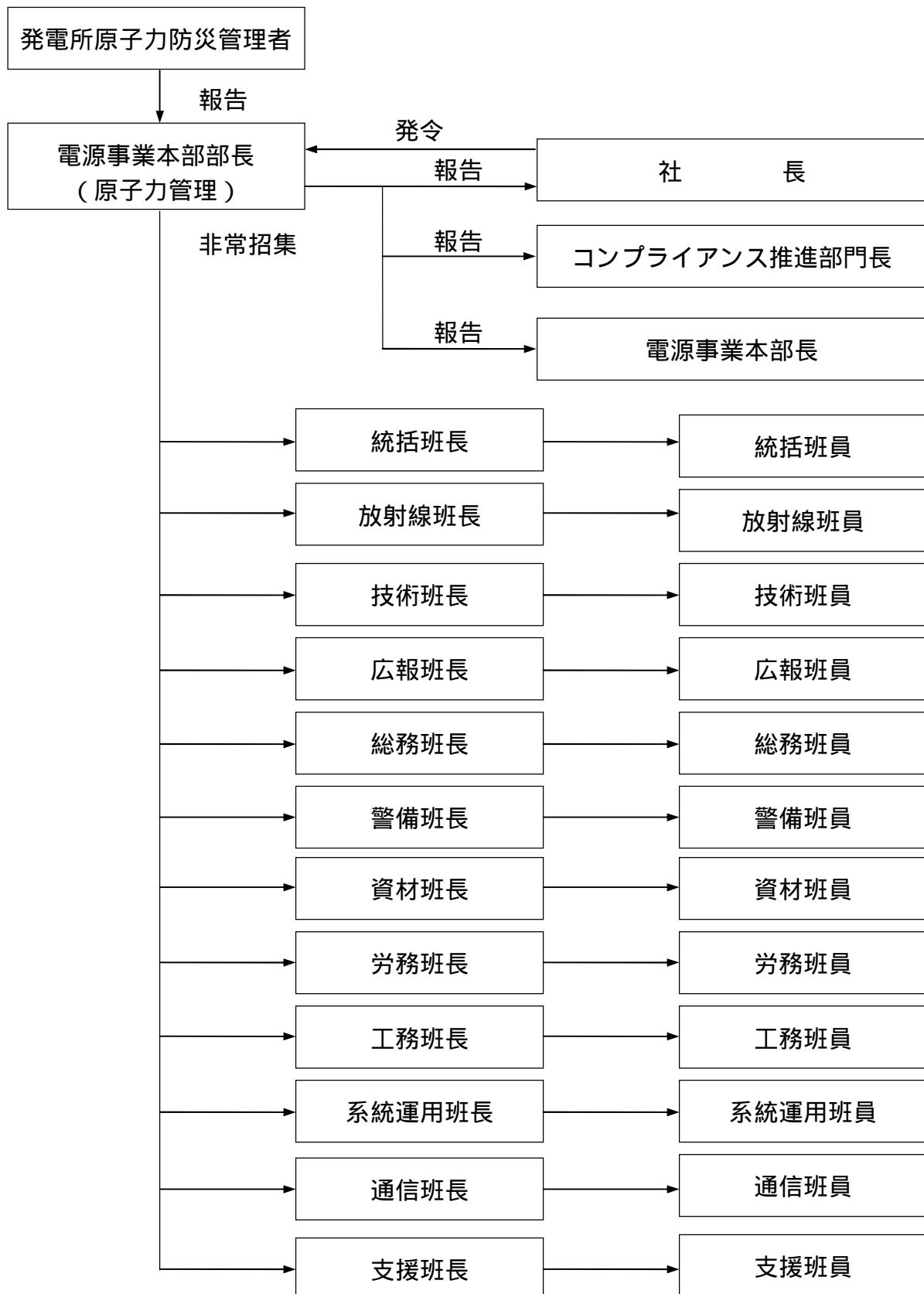


□ : 原災法第 25 条第 2 項の規定に基づく応急措置の報告先

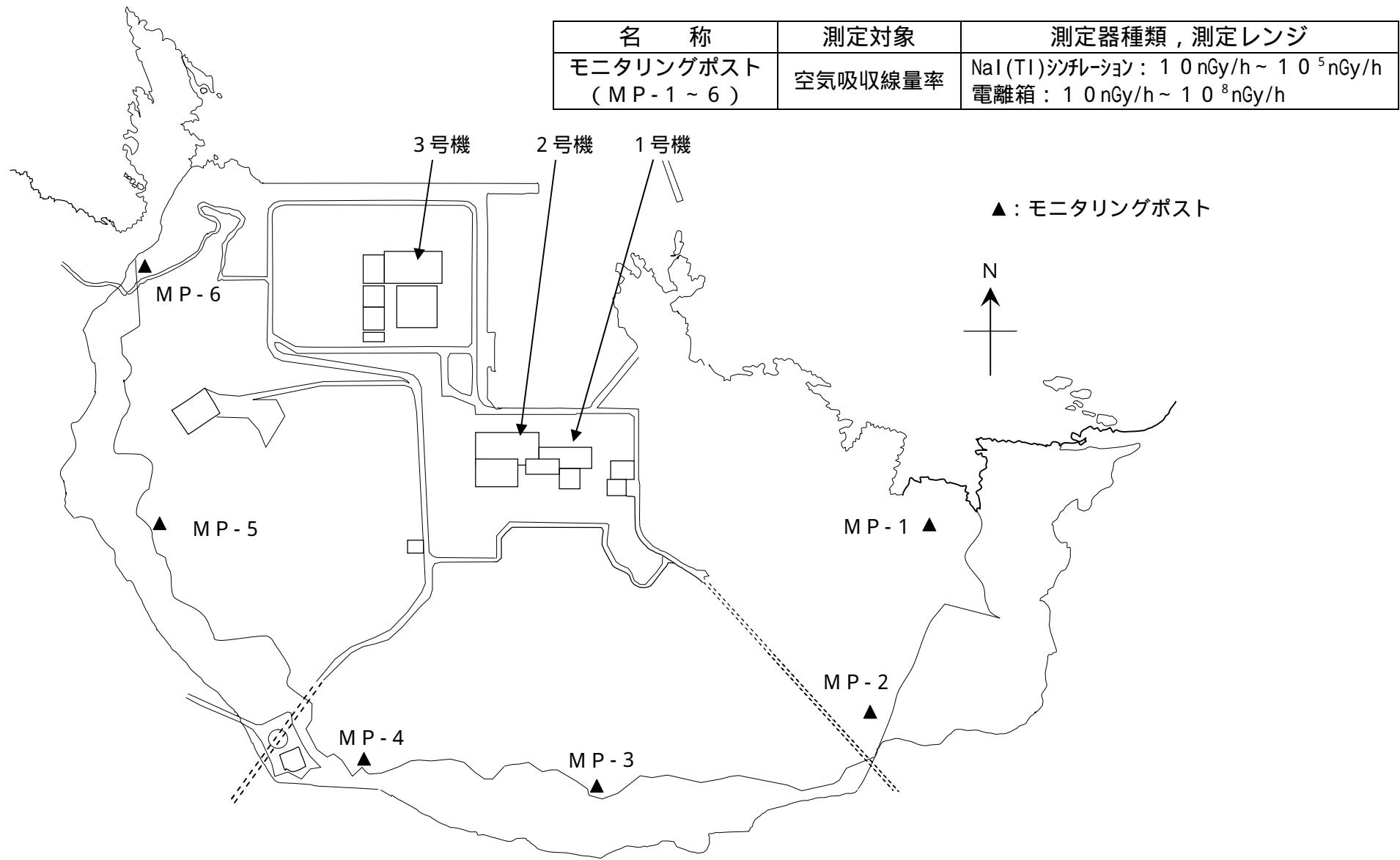
別図 6 発電所緊急時対策要員の非常招集連絡経路



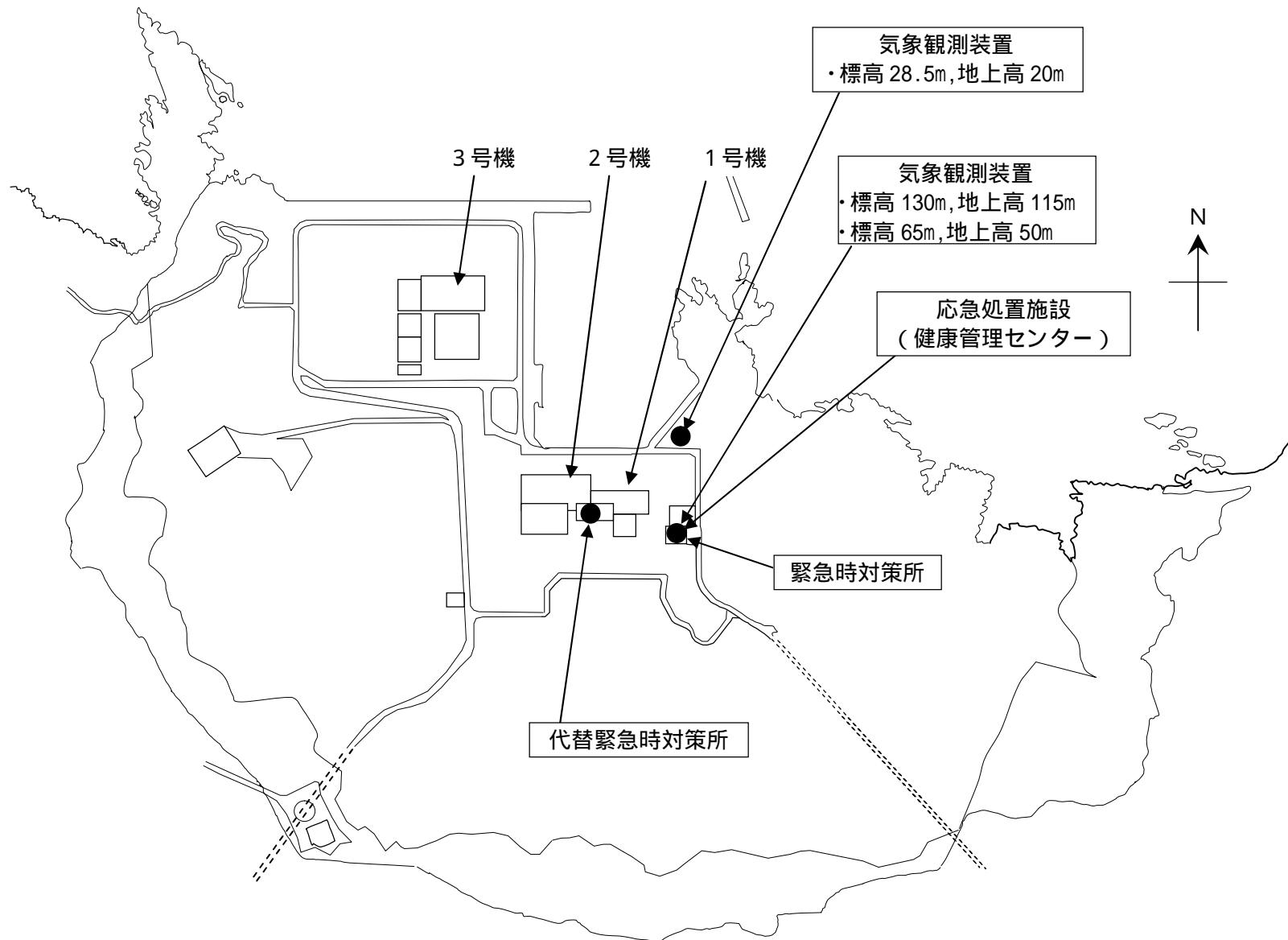
別図7 緊急時体制発令の伝達経路（本社）



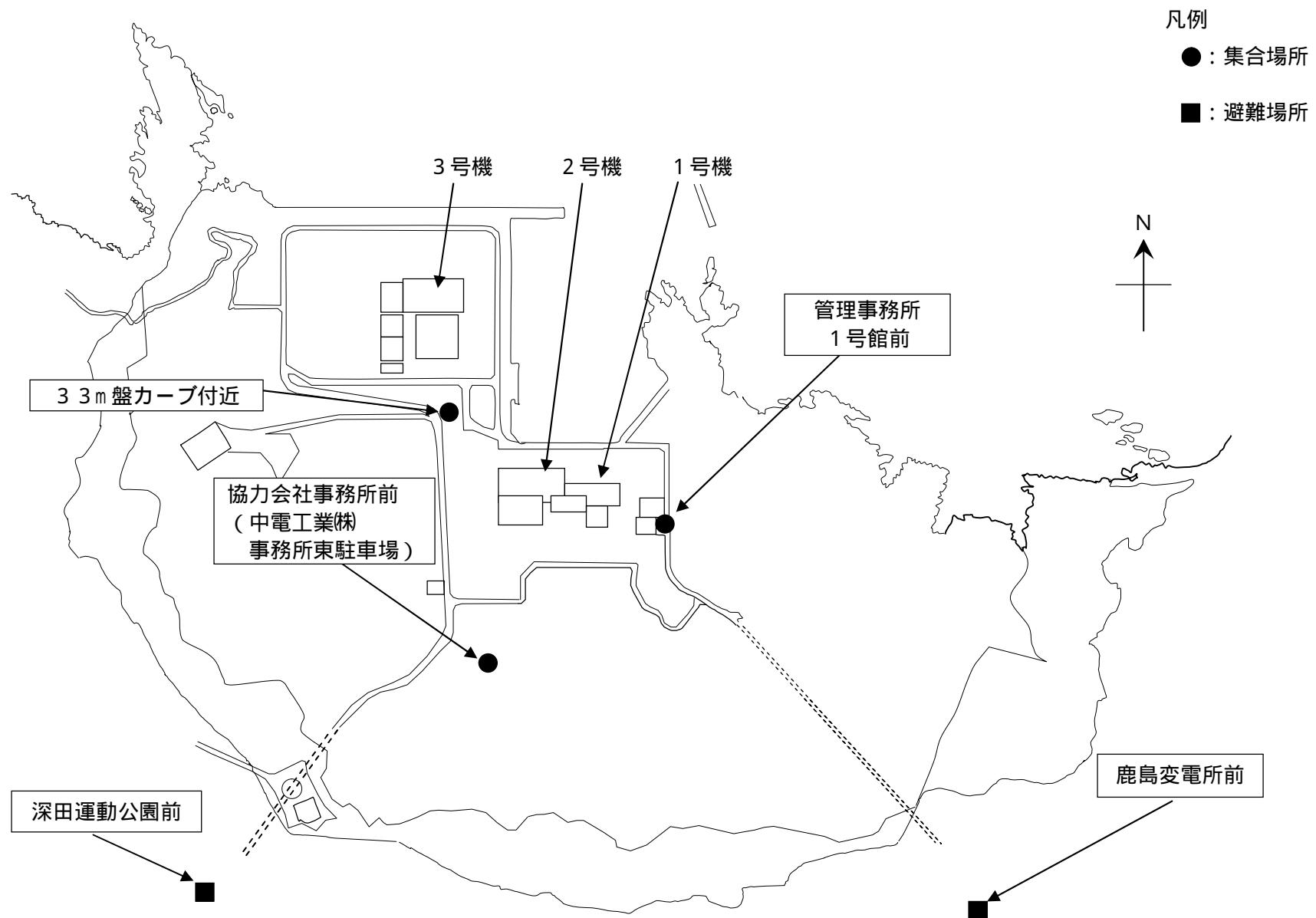
別図8 発電所敷地周辺の放射線測定設備



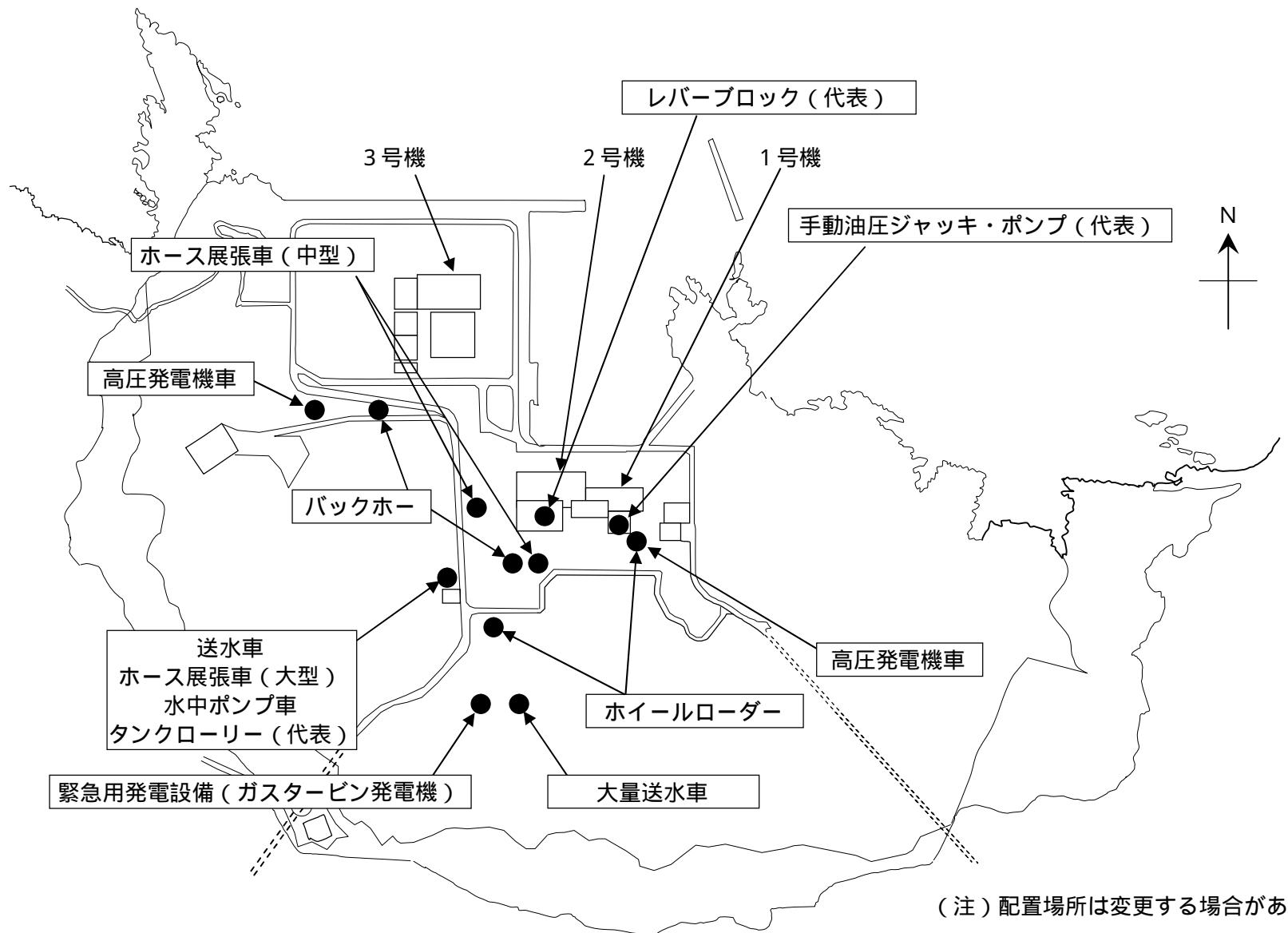
別図9 発電所内の緊急時対策所及び応急処置施設等



別図 10 発電所敷地内の集合場所と避難場所



別図 11 シビアアクシデント対策等に関する資機材配置



別表1 原災法第10条第1項の規定に基づく通報基準（1／2）

略 称	通報すべき基準
(1) 敷地境界放射 線量上昇	(1)モニタリングポストの1つにおいて、 $5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上のガンマ線の放 射線量が10分間以上継続して検出された場合、又は2つ以上にお いて、 $5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上のガンマ線の放射線量が検出された場合（た だし、落雷時の検出は除く） (2)すべてのモニタリングポストのガンマ線の放射線量が $5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ を 下回っている場合において、モニタリングポストの1つ又は2つ以 上について、ガンマ線の放射線量が $1 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上である場合は、モ ニタリングポストのガンマ線の放射線量と可搬式測定器による中性 子線の放射線量とを合計し、 $5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上となった場合。 (政令第4条第4項第1号)
(2) 放射性物質通 常経路放出	発電所に起因する放射性物質の濃度が敷地等境界付近に達した場合 に $5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上の放射線量に相当する放射性物質（省令第5条で定め られた基準以上の放射性物質）が、排気筒、排水口その他これらに類 する場所において10分間以上継続して検出された場合。 (政令第4条第4項第2号)
(3) 火災爆発等に による放射性物 質放出	管理区域外の場所（排気筒、排水口その他これらに類する場所を除 く。）において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、 $50 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上の放射線量が10分間以上継続して検出された場合、 又は $5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ の放射線量に相当する放射性物質（省令第6条で定め られた基準以上の放射性物質）が検出された場合。 なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量 又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に 鑑み、上記の放射線量の水準又は放射性物質の濃度の水準が検出され る蓋然性が高い場合には、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準 が検出されたものとみなす。 (政令第4条第4項第3号)
(4) 事業所外運搬 放射線量異常	(1)火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬 に使用する容器から1m離れた場所において、 $100 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上の放 射線量が検出された場合。なお、火災、爆発その他これらに類す る事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、そ の状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場 合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。 (2)火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬 に使用する容器から放射性物質が漏えいした場合、又は漏えいの蓋 然性が高い状態である場合。 (政令第4条第4項第4号及び第5号)
(5) スクラム失敗	原子炉の非常停止が必要な場合において、通常の中性子の吸収材に より原子炉を停止することができない場合。 (省令第7条第1号イ(1))

別表1 原災法第10条第1項の規定に基づく通報基準（2／2）

略称	通報すべき基準
(6) 原子炉冷却材喪失	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合。 (省令第7条第1号イ(2))
(7) 原子炉給水喪失	原子炉の運転中に当該原子炉へのすべての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ高圧で注水する系に限る。)が作動しない場合。 (省令第7条第1号イ(3))
(8) 原子炉除熱機能喪失	原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失した場合。 (省令第7条第1号イ(5))
(9) 全交流電源喪失	原子炉の運転中にすべての交流電源からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続した場合。 (省令第7条第1号イ(6))
(10) 直流電源喪失	原子炉の運転中に非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続した場合。 (省令第7条第1号イ(7))
(11) 停止時原子炉水位異常低下	原子炉の停止中に原子炉容器内に照射済み燃料集合体がある場合において、当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置が作動する水位まで低下した場合。 (省令第7条第1号イ(8))
(12) 燃料プール水位異常低下	照射済み燃料集合体の貯蔵槽の液位が、当該燃料集合体が露出する液面まで低下した場合。 (省令第7条第1号イ(10))
(13) 中央制御室使用不能	原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能又は原子炉から残留熱を除去する機能が喪失した場合。 (省令第7条第1号イ(11))
(14) 原子炉外臨界	原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の内部を除く。)において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にある場合。 (省令第7条第2号)

注：「政令」とは、「原子力災害対策特別措置法施行令」をいう。

「省令」とは、「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令」をいう。

別表2 原災法第15条第1項の規定に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準(1/2)

略称	原子力緊急事態宣言発令の基準
(1) 敷地境界放射線量上昇	(1)モニタリングポストの1つにおいて、 $500 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上のガンマ線の放射線量が10分間以上継続して検出された場合、又は2つ以上において、 $500 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上のガンマ線の放射線量が検出された場合(ただし、落雷時の検出は除く)。 (2)モニタリングポストの1つ又は2つ以上について、ガンマ線の放射線量が $5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上である場合は、モニタリングポストのガンマ線の放射線量と可搬式測定器による中性子線の放射線量とを合計し、 $50 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上となった場合。 (政令第6条第3項第1号)
(2) 放射性物質通常経路放出	発電所に起因する放射性物質の濃度が敷地等境界付近に達した場合に $500 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上に相当する放射性物質(省令第5条で定められた基準に100を乗じたもの以上の放射性物質)が、排気筒、排水口その他これらに類する場所において10分間以上継続して検出された場合。 (政令第6条第4項第1号)
(3) 火災爆発等による放射性物質放出	管理区域外の場所(排気筒、排水口その他これらに類する場所を除く。)において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、 $5 \text{mSv}/\text{h}$ 以上の放射線量が10分間以上継続して検出された場合、又は $500 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上の放射線量に相当する放射性物質(省令第6条で定められた基準に100を乗じたもの以上の放射性物質)が検出された場合。 なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準又は放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。 (政令第6条第3項第2号及び第4項第2号)
(4) 事業所外運搬放射線量上昇	(1)火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、 $10 \text{mSv}/\text{h}$ 以上の放射線量が検出された場合。なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。 (2)火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第4条に定められた量の放射性物質が漏えいした場合又は漏えいの蓋然性が高い状態である場合。 (政令第6条第3項第3号及び第4項第4号)

別表2 原災法第15条第1項の規定に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準(2/2)

略称	原子力緊急事態宣言発令の基準
(5) 原子炉外臨界	原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の本体の内部を除く。)において、核燃料物質が臨界状態(原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。)にある場合。 (政令第6条第4項第3号)
(6) 原子炉停止機能喪失	原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失した場合。 (省令第14条第1項イ)
(7) E C C S 作動失敗	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合又は当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、すべての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができない場合。 (省令第14条第1項ロ)
(8) 格納容器圧力上昇	原子炉の運転中に原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、原子炉格納容器内の圧力が当該格納容器の設計上の最高使用圧力に達した場合。 (省令第14条第1項ハ)
(9) 圧力抑制機能喪失	原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失したときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失した場合。 (省令第14条第1項ニ)
(10) 原子炉冷却機能喪失	原子炉の運転中(すべての交流電源からの電気の供給が停止した場合に限る。)において、原子炉を冷却する全ての機能が喪失した場合。 (省令第14条第1項ホ)
(11) 直流電源喪失	原子炉の運転中にすべての非常用直流電源からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続した場合。 (省令第14条第1項ヘ)
(12) 炉心溶融	原子炉容器内の炉心の溶融を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の温度を検知した場合。 (省令第14条第1項ト)
(13) 停止時原子炉水位低下	原子炉の停止中に原子炉容器内の照射済み燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象を検知した場合。 (省令第14条第1項チ)
(14) 中央制御室等使用不能	原子炉制御室及び原子炉制御室外からの原子炉を停止する機能又は原子炉から残留熱を除去する機能が喪失した場合。 (省令第14条第1項ヌ)

注:「政令」とは、「原子力災害対策特別措置法施行令」をいう。

「省令」とは、「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令」をいう。

別表3 原子力防災要員の職務と配置

原子力防災組織の班名	配 置	原子力防災要員の職務
情報班 広報班	発電所内	特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理並びに内閣総理大臣及び原子力規制委員会(事業所外運搬に係る特定事象の発生の場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣)、関係地方公共団体の長その他の関係者と連絡調整
情報班	発電所内	原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換並びに緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策についての相互の協力
副防災管理者 情報班 技術班 放射線管理班	オフサイトセンター	
広報班	発電所内	特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報
広報班	オフサイトセンター	
放射線管理班 プラント監視班	発電所内	原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握
放射線管理班	オフサイトセンター	
技術班 プラント監視班	発電所内	原子力災害発生又は拡大の防止のための措置の実施
復旧班 プラント監視班	発電所内	防災に関する施設又は設備の整備及び点検並びに応急の復旧
放射線管理班	発電所内	放射性物質による汚染の除去
放射線管理班	オフサイトセンター	
支援班	発電所内	被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施
支援班	発電所内	原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な資機材の調達及び輸送
支援班	発電所内	原子力事業所内の警備及び原子力事業所内における従事者等の避難誘導

別表4 原子力防災資機材

分類	名 称	数 量	点検頻度	点検内容	配置場所・保管場所(2)
放射線障害防護用器具	汚染防護服	100組	1回/年	外観点検	1,2号制御建物他
	呼吸用ポンベ付一体型防護マスク	35個	1回/年	外観点検	1,2号廃棄物制御室他
	フィルター付き防護マスク	85個	1回/年	外観点検	1,2号制御建物他
非常用通信機器	緊急時電話回線	7回線	1回/6ヶ月	機能確認	管理事務所2号館
	ファクシミリ	1台	1回/6ヶ月	機能確認	緊急時対策所
	携帯電話等	100台	1回/6ヶ月	機能確認	原子力防災要員所持他
計測器等	固定式測定器	5台	1回/サイクル(1)	機能確認	1号タービン建物他
	ガンマ線測定用サーベイメータ	52台	1回/年	機能確認	1,2号制御建物他
	中性子線測定用サーベイメータ	2台	1回/年	機能確認	1,2号制御建物他
	空間放射線積算線量計	20個	1回/年	数量確認	管理事務所3号館
	表面汚染密度測定用サーベイメータ	22台	1回/年	機能確認	1,2号制御建物他
	可搬式ダスト測定関連機器	サンプラ	10台	1回/年	機能確認
		測定器	1台	1回/年	機能確認
	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	サンプラ	5台	1回/年	機能確認
		測定器	1台	1回/年	機能確認
	個人用外部被ばく線量測定器	100台	1回/年	機能確認	1,2号制御建物他
その他資機材	ヨウ素剤	20,000錠	1回/年	数量確認	2号廃棄物処理建物
	担架	5台	1回/月	外観点検	1,2号制御建物他
	除染用具	1式	1回/月	機能確認	健康管理センター
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両	1台	1回/6ヶ月	道路運送車両法に基づく点検	健康管理センター周り駐車場
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備	1式	1回/6ヶ月	消防法に基づく点検	44m盤他
	その他	モニタリングカー	1台	1回/6ヶ月(車両)	道路運送車両法に基づく点検
				1回/年(搭載設備)	特性試験
					緑ヶ丘社宅横車庫

1 1回/サイクルとは、原則として原子炉施設の定期検査毎に行うことをいう。

2 配置場所・保管場所は変更する場合がある。

別表5 原子力防災関連資機材(1/3)

分類	名称	数量	点検頻度	点検内容	配置場所・保管場所(1)
非常用通信機器の主な資機材(発電所)	一般電話(NTT)	1台	1回/年	機能確認	緊急時対策所
	IP電話	4台	1回/年	機能確認	緊急時対策所
	ファクシミリ(NTT)	1台	1回/年	機能確認	緊急時対策所
	IPファクシミリ	2台	1回/年	機能確認	緊急時対策所
	衛星電話	3台	1回/年	機能確認	緊急時対策所,代替緊急時対策所
	衛星ファクシミリ	2台	1回/年	機能確認	緊急時対策所,代替緊急時対策所
	衛星社内電話	1台	1回/年	機能確認	緊急時対策所
	衛星社内ファクシミリ	1台	1回/年	機能確認	緊急時対策所
	LAN接続口	2口	1回/年	機能確認	緊急時対策所
	衛星電話(イリジウム)	1台	1回/年	機能確認	管理事務所1号館
	衛星電話(ワイドスター)	3台	1回/年	機能確認	緊急時対策所,中央制御室
	ホットライン(マイクロ無線)	6台	1回/年	機能確認	管理事務所1号館,緊急時対策所
非常用通信機器の主な資機材(本社)	緊急無線 陸上移動(携帯)	7台	1回/年	機能確認	管理事務所1号館
	テレビ会議システム	2台	1回/年	機能確認	緊急時対策所,代替緊急時対策所
	一般電話(NTT)	3台	1回/年	機能確認	原子力災害対策室
	IP電話	6台	1回/年	機能確認	原子力災害対策室
	ファクシミリ(NTT)	3台	1回/年	機能確認	原子力災害対策室
	IPファクシミリ	3台	1回/年	機能確認	原子力災害対策室
	衛星電話	2台	1回/年	機能確認	原子力災害対策室
	衛星ファクシミリ	1台	1回/年	機能確認	原子力災害対策室
	衛星社内電話	1台	1回/年	機能確認	原子力災害対策室
	衛星社内ファクシミリ	1台	1回/年	機能確認	原子力災害対策室
	LAN接続口	12口	1回/年	機能確認	原子力災害対策室
	ホットライン(マイクロ無線)	6台	1回/年	機能確認	原子力災害対策室他
	テレビ会議システム	1台	1回/年	機能確認	原子力災害対策室

1 配置場所・保管場所は変更する場合がある。

別表5 原子力防災関連資機材(2/3)

分類	名称	数量	点検頻度	点検内容	配置場所・保管場所(1)	
計測器等の主な資機材	警報付ポケット線量計(APD)	50個	1回/年	機能確認	2号機廃棄物処理建物	
	テレテクタ	2台	1回/年	機能確認	1,2号制御建物他	
	ホールボディカウンタ	1台	1回/年	機能確認	管理事務所3号館	
	試料放射能測定装置	1台	1回/年	機能確認	管理事務所3号館	
医療活動に必要な主な資機材	人工蘇生器	1式	1回/月	機能確認	健康管理センター	
	酸素吸入セット	1式	1回/月	機能確認	健康管理センター	
緊急時対応に必要な主な資機材	構内電源受電	高圧発電機車(500kVA)	6台	1回/月	機能確認	15m盤他
		可搬式発電機(90kVA)	1台	1回/月	機能確認	2号水ろ過装置周辺
		緊急用発電機(ガスタービン発電機)(14,000kVA)	2台	1回/6ヶ月	機能確認	44m盤
	代替注水	大量送水車(送水量:5,000L/min,揚程:130m)	1台	1回/6ヶ月	機能確認	44m盤
		送水車(送水量:2,800L/min,揚程:85m)	2台	1回/6ヶ月	機能確認	44m盤
		ホース展張車(大型)(150mmホース:2km)	1台	1回/6ヶ月	機能確認	44m盤
		ホース展張車(中型)(150mmホース:0.8km)	2台	1回/6ヶ月	機能確認	15m盤
		水中ポンプ車(取水量:5,000L/min,揚程:10m)	1台	1回/6ヶ月	機能確認	44m盤
	ディーゼル燃料補給	タンクローリー(3kL)	3台	1回/6ヶ月	機能確認	15m盤他
	がれき撤去	ホイールローダ	2台	1回/月	機能確認	15m盤他
		バックホー	2台	1回/月	機能確認	15m盤他
	高線量区域作業	高線量対応防護服	10着	1回/年	外観点検	2号機廃棄物処理建物
	水素放出装置	レバーブロック	26台	1回/年	外観点検	2号原子炉建物屋上他
		手動油圧ジャッキ・ポンプ	14式	1回/年	外観点検	1号原子炉建物他

1 配置場所・保管場所は変更する場合がある。

別表5 原子力防災関連資機材(3/3)

分類	名称	数量	点検頻度	点検内容	配置場所・保管場所(1)
原子力事業所災害対策支援に必要な主な資機材	入構管理証発行用機材	2式	1回/年	外観点検	知井宮変電所他
	作業者証発行用機材	2式	1回/年	外観点検	知井宮変電所他
	GM汚染サーベイメータ	12台	1回/年	機能確認	知井宮変電所他
	NaIシンチレーションサーベイメータ	2台	1回/年	機能確認	知井宮変電所他
	電離箱サーベイメータ	2台	1回/年	機能確認	知井宮変電所他
	個人線量計	270個	1回/年	機能確認	知井宮変電所他
	保護衣類(タイベック)	1,800着	1回/年	外観点検	知井宮変電所他
	保護具類(全面マスク)	450個	1回/年	外観点検	知井宮変電所他
	安定ヨウ素剤	3,240錠	1回/年	数量確認	知井宮変電所他

1 配置場所・保管場所は変更する場合がある。

別表6 原子力災害対策活動で使用する資料

資料名
1. 島根原子力発電所サイト周辺地図 島根原子力発電所周辺地図(1/25,000) 2 島根原子力発電所周辺地図(1/50,000) 2
2. 島根原子力発電所サイト周辺航空写真パネル 2
3. 島根原子力発電所周辺環境モニタリング関係データ 空間線量モニタリング配置図 2 環境試料サンプリング位置図 2 環境モニタリング測定データ 2
4. 島根原子力発電所周辺人口関連データ 方位別人口分布図 集落の人口分布図 市町村人口表
5. 島根原子力発電所原子炉設置(変更)許可申請書 1, 2
6. 島根原子力発電所系統図及び配置図(各ユニット) 系統図 プラント配置図 1, 2
7. 島根原子力発電所防災関係規程類 原子炉施設保安規定 1, 2 原子力事業者防災業務計画 1, 2 異常事象発生時の対応要領
8. 島根原子力発電所気象観測データ 統計処理データ 2 毎時観測データ 2
9. 島根原子力発電所主要系統模式図(各ユニット)
10. 島根原子力発電所プラント主要設備概要(各ユニット)
11. プラント関係プロセス及びエリア放射線計測配置図(各ユニット)
12. 原子炉安全保護系ロジック一覧表(各ユニット)
13. 事故時操作要領書

1 原災法第12条第4項の規定に基づき、オフサイトセンターに備え付けるため

に、内閣総理大臣に提出する資料

2 原子力事業所災害対策支援拠点で使用する資料

別表7 原子力災害対策活動で使用する施設

1. 緊急時対策所

所在地	中国電力株式会社 島根原子力発電所構内 島根県松江市鹿島町片町654-1
建物の仕様	鉄筋コンクリート建物 (建築基準法に基づく必要保有水平耐力の1.5倍を有する)
床面積	約240m ²
放射線防護対策	ヨウ素除去フィルタを備えた空調設備を設置 コンクリート壁による遮へい構造
非常用電源	発電所非常用ディーゼル発電機 空冷式非常用発電装置(ガスタービン発電機) 可搬式発電機
燃料(軽油)	軽油(発電所構内保有量約1,750kℓ) (補給は予め緊急時の支援に関する覚書を交している石油会社より調達)

更なる信頼性向上対策として発電所構内の高台に免震構造の緊急時対策所を設置する予定(平成26年度運用開始予定)。

2. 代替緊急時対策所

所在地	中国電力株式会社 島根原子力発電所構内 島根県松江市鹿島町片町654-1
建物の仕様	鉄筋コンクリート建物 (耐震Sクラス)
床面積	約160m ²
放射線防護対策	ヨウ素除去フィルタを備えた空調設備を設置 コンクリート壁による遮へい構造
非常用電源	発電所非常用ディーゼル発電機 空冷式非常用発電装置(ガスタービン発電機) 高圧発電機車,可搬式発電機
燃料(軽油)	軽油(発電所構内保有量約1,750kℓ) (補給は予め緊急時の支援に関する覚書を交している石油会社より調達)

3. 原子力災害対策室(本社1号館3階)

所在地	広島県広島市中区小町4-33
建物の仕様	一般建築物 (建築基準法に基づく必要保有水平耐力を満足する)
床面積	約120m ²
非常用電源	ディーゼル発電機 ガスタービン発電機
燃料(重油)	重油(容量約11kℓ) (補給は最寄の石油会社より調達)
その他	消耗品類(食料,飲料水等)は最寄りの小売店より調達

4. 原子力事業所災害対策支援拠点の候補

(1) 候補施設

a. 島根支社

所在地	島根県松江市母衣町 115
発電所からの方位, 距離	南東約 9 km
敷地面積	約 6,300 m ²
非常用電源	可搬式発電機
通信機器	可搬型衛星通信機器(電話, FAX) 保安電話(災害時優先), 一般電話・FAX, 衛星携帯電話
その他	消耗品類(燃料, 食料, 飲料水等)は最寄りの小売店より調達 駐車場は島根支社から約 4 km 先に位置する自社関連会社の敷地を使用

設営時に車両等で搬送する。

b. 知井宮変電所

所在地	島根県出雲市知井宮町 1756-7
発電所からの方位, 距離	南西約 3.4 km
敷地面積	約 8,100 m ²
非常用電源	可搬式発電機
通信機器	可搬型衛星通信機器(電話, FAX) 保安電話(災害時優先), 一般電話・FAX
その他	消耗品類(燃料, 食料, 飲料水等)は最寄りの小売店より調達

設営時に車両等で搬送する。

c. 広瀬中央公園

所在地	島根県安来市広瀬町広瀬 307
発電所からの方位, 距離	南東約 2.5 km
敷地面積	約 35,000 m ²
非常用電源	可搬式発電機
通信機器	可搬型衛星通信機器(電話, FAX) 保安電話(災害時優先)
その他	消耗品類(燃料, 食料, 飲料水等)は最寄りの小売店より調達

設営時に車両等で搬送する。

(2) 候補施設位置図



*地図データは国土地理院の電子国土 Web システムより引用

別表8 原子力緊急事態支援組織

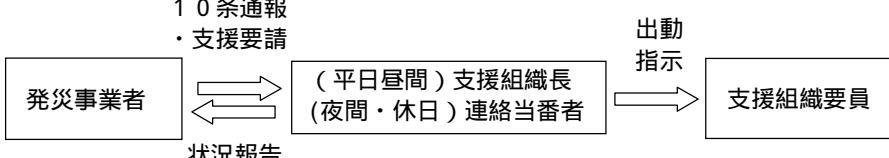
1. 原子力緊急事態支援組織の概要

実施主体	日本原子力発電株式会社
所在地	日本原子力発電株式会社 敦賀総合研修センター内 (所在地:福井県敦賀市沓見165-9-6)
施設概要	事務所兼研修室, 資機材保管スペース, 訓練施設, 宿泊施設, 駐車場 等
要員数	9名(組織長, 対応要員)

2. 平常時の主な業務

資機材の集中管理	保有資機材(4. 参照)について集中管理を行い, 使用可能な状態に整備する。
資機材の機能向上及び拡充	国内外の先進的資機材に係る情報を収集するとともに, 保有資機材の機能向上に係る改良措置及び新規資機材導入の検討などを行う。
資機材操作要員の養成訓練	原子力事業者の要員に対する資機材操作訓練を実施する。
原子力防災訓練への協力	原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し, 資機材の提供時の発災事業者との連携対応と資機材輸送手段の妥当性の確認, 支援対応に関する改善事項を確認する。

3. 原子力災害発生時の原子力緊急事態支援組織の対応及び発災事業者への支援内容

災害発生時の連絡体制	10条通報 ・支援要請  状況報告		
	発災事業者 : 特定事象が発生した原子力事業所を保有する事業者		
発災事業者への支援内容	<ul style="list-style-type: none"> 発災事業者からの支援要請後, 支援組織の要員を招集し, 資機材の輸送準備を開始する。 支援組織から輸送先施設までの資機材の輸送は, 陸路による複数ルートのうちから出動時の状況(災害, 天候等)に応じた最適なルートにて行う。なお, 状況に応じてヘリコプターによる発電所近郊までの輸送も考慮する。 災害発生状況に応じた資機材引渡し箇所にて, 発災事業者へ資機材を引き渡すとともに, 発災事業者が実施する資機材操作の支援及び資機材を活用した事故収束活動に係る助言を実施する。 		

4. 保有資機材一覧

資機材については1回/年保守点検を行う。また, 不具合が長期にわたる場合には代替品を補充する。

分類	名 称	数量	保管場所
遠隔操作ロボット	現場を偵察(撮影, 放射線測定)するロボット	2台	資機材保管スペース
	偵察に必要な障害物を撤去するロボット	1台	

別表9 S P D S 伝送データ項目(1/8)

島根原子力発電所1号機

No	常時伝送項目	工学単位
1	排気筒低レンジモニタ(A c h)	s ⁻¹
2	排気筒低レンジモニタ(B c h)	s ⁻¹
3	排気筒高レンジモニタ	mSv/h
4	タービン建物排気筒低レンジモニタ(A c h)	s ⁻¹
5	タービン建物排気筒低レンジモニタ(B c h)	s ⁻¹
6	タービン建物排気筒高レンジモニタ	mSv/h
7	S G T S 高レンジモニタ(A c h)	mSv/h
8	S G T S 高レンジモニタ(B c h)	mSv/h
9	風向(28.5 m - U)	16 方位
10	風向(130 M - D , 10 分間平均風向)	16 方位
11	風速(28.5 m - U)	m/S
12	風速(130 M - D , 10 分間平均風速)	m/S
13	大気安定度(10 分間平均)	
14	モニタリングポスト# 1 L (10 分間平均)	nGy/h
15	モニタリングポスト# 2 L (10 分間平均)	nGy/h
16	モニタリングポスト# 3 L (10 分間平均)	nGy/h
17	モニタリングポスト# 4 L (10 分間平均)	nGy/h
18	モニタリングポスト# 5 L (10 分間平均)	nGy/h
19	モニタリングポスト# 6 L (10 分間平均)	nGy/h
20	モニタリングポスト# 1 H	nGy/h
21	モニタリングポスト# 2 H	nGy/h
22	モニタリングポスト# 3 H	nGy/h
23	モニタリングポスト# 4 H	nGy/h
24	モニタリングポスト# 5 H	nGy/h
25	モニタリングポスト# 6 H	nGy/h
26	原子炉圧力	MPa
27	A - 再循環ポンプ入口温度	
28	B - 再循環ポンプ入口温度	
29	H P C I ポンプ出口流量	m ³ /h
30	A - R C S 系統流量	m ³ /h
31	B - R C S 系統流量	m ³ /h
32	H P C I タービン作動	DIGITAL
33	A - R C S ポンプ作動	DIGITAL
34	B - R C S ポンプ作動	DIGITAL
35	A - C - R H R 系統流量	m ³ /h
36	B - D - R H R 系統流量	m ³ /h
37	A - R H R ポンプ作動	DIGITAL
38	B - R H R ポンプ作動	DIGITAL
39	C - R H R ポンプ作動	DIGITAL
40	D - R H R ポンプ作動	DIGITAL
41	原子炉水位(狹帯域)	cm
42	原子炉水位(広帯域)	cm
43	原子炉水位(燃料域)	cm
44	A P R M (平均値)	%
45	全制御棒全挿入	DIGITAL
46	ドライウェル圧力(広域)	kPa
47	トーラス入口圧力	kPa
48	格納容器隔離	DIGITAL
49	主蒸気隔離弁全閉	DIGITAL
50	6.9 kV 母線電圧 A	kV

別表9 S P D S 伝送データ項目 (2 / 8)

島根原子力発電所 1号機

No	常時伝送項目	工学単位
51	A - D / G受電しや断器閉	DIGITAL
52	B - D / G受電しや断器閉	DIGITAL
53	A - ドライウェル雰囲気モニタ	Sv/h
54	B - ドライウェル雰囲気モニタ	Sv/h
55	A - トーラス雰囲気モニタ	Sv/h
56	B - トーラス雰囲気モニタ	Sv/h
57	ドライウェル内温度 (MAX)	
58	トーラス水温度 (MAX)	
59	トーラス水位	cm
60	ドライウェル内 / トーラス内水素濃度	%
61	水素・酸素濃度計ドライウェル側弁開	DIGITAL
62	ドライウェル内 / トーラス内酸素濃度	%
63	水素・酸素濃度計トーラス側弁開	DIGITAL
64	A - 給水流量	T/h
65	B - 給水流量	T/h
66	R C I C 系統流量	m ³ /h
67	R C I C ターピン作動	DIGITAL
68	A - 逃がし弁開	DIGITAL
69	B - 逃がし弁開	DIGITAL
70	C - 逃がし弁開	DIGITAL
71	A / C - R H R MV 2 2 - 9 A全閉	DIGITAL
72	B / D - R H R MV 2 2 - 9 B全閉	DIGITAL
73	A / C - R H R MV 2 2 - 7 A全閉	DIGITAL
74	B / D - R H R MV 2 2 - 7 B全閉	DIGITAL
75	S R M レベル C H 2 1	s ⁻¹
76	S R M レベル C H 2 2	s ⁻¹
77	S R M レベル C H 2 3	s ⁻¹
78	S R M レベル C H 2 4	s ⁻¹
79	モード SW 運転	DIGITAL
80	A - S G T ファン起動	DIGITAL
81	B - S G T ファン起動	DIGITAL
82	主蒸気放射線異常高トリップ A	DIGITAL
83	主蒸気放射線異常高トリップ B	DIGITAL
84	主蒸気放射線異常高トリップ C	DIGITAL
85	主蒸気放射線異常高トリップ D	DIGITAL
86	A - 放水路水モニター (10 分間平均)	s ⁻¹
87	I R M レベル C H 1 1	%
88	I R M レベル C H 1 2	%
89	I R M レベル C H 1 3	%
90	I R M レベル C H 1 4	%
91	I R M レベル C H 1 5	%
92	I R M レベル C H 1 6	%
93	I R M レベル C H 1 7	%
94	I R M レベル C H 1 8	%

別表9 S P D S 伝送データ項目 (3 / 8)

島根原子力発電所 2号機

No	常時伝送項目	工学単位
1	排気筒低レンジモニタ (A c h)	s ⁻¹
2	排気筒低レンジモニタ (B c h)	s ⁻¹
3	排気筒高レンジモニタ	mSv/h
4	S G T S 高レンジモニタ	mSv/h
5	S G T S 低レンジモニタ (A c h)	s ⁻¹
6	S G T S 低レンジモニタ (B c h)	s ⁻¹
7	風向 (28 . 5 m - U)	16 方位
8	風向 (130 M - D , 10 分間平均風向)	16 方位
9	風速 (28 . 5 m - U)	m/s
10	風速 (130 M - D , 10 分間平均風速)	m/s
11	大気安定度 (10 分間平均)	
12	モニタリングポスト # 1 L (10 分間平均)	nGy/h
13	モニタリングポスト # 2 L (10 分間平均)	nGy/h
14	モニタリングポスト # 3 L (10 分間平均)	nGy/h
15	モニタリングポスト # 4 L (10 分間平均)	nGy/h
16	モニタリングポスト # 5 L (10 分間平均)	nGy/h
17	モニタリングポスト # 6 L (10 分間平均)	nGy/h
18	モニタリングポスト # 1 H	nGy/h
19	モニタリングポスト # 2 H	nGy/h
20	モニタリングポスト # 3 H	nGy/h
21	モニタリングポスト # 4 H	nGy/h
22	モニタリングポスト # 5 H	nGy/h
23	モニタリングポスト # 6 H	nGy/h
24	原子炉圧力	MPa
25	A - 再循環ポンプ入口温度	
26	B - 再循環ポンプ入口温度	
27	H P C S ポンプ出口流量	m ³ /h
28	L P C S ポンプ出口流量	m ³ /h
29	A - A D S 作動	DIGITAL
30	B - A D S 作動	DIGITAL
31	H P C S ポンプ作動	DIGITAL
32	L P C S ポンプ作動	DIGITAL
33	A - R H R ポンプ出口流量	m ³ /h
34	B - R H R ポンプ出口流量	m ³ /h
35	C - R H R ポンプ出口流量	m ³ /h
36	A - R H R ポンプ作動	DIGITAL
37	B - R H R ポンプ作動	DIGITAL
38	C - R H R ポンプ作動	DIGITAL
39	原子炉水位 (狹帯域)	cm
40	原子炉水位 (広帯域)	cm
41	原子炉水位 (燃料域)	cm
42	A P R M (平均値)	%
43	全制御棒全挿入	DIGITAL
44	ドライウェル圧力 (広域)	kPa(abs)
45	トーラス圧力	kPa(abs)
46	格納容器内側隔離	DIGITAL
47	格納容器外側隔離	DIGITAL
48	A - 主蒸気内側隔離弁全閉	DIGITAL
49	B - 主蒸気内側隔離弁全閉	DIGITAL
50	C - 主蒸気内側隔離弁全閉	DIGITAL

別表9 S P D S 伝送データ項目(4/8)

島根原子力発電所2号機

No	常時伝送項目	工学単位
51	D - 主蒸気内側隔離弁全閉	DIGITAL
52	A - 主蒸気外側隔離弁全閉	DIGITAL
53	B - 主蒸気外側隔離弁全閉	DIGITAL
54	C - 主蒸気外側隔離弁全閉	DIGITAL
55	D - 主蒸気外側隔離弁全閉	DIGITAL
56	6.9 kV系統電圧(A)	kV
57	6.9 kV系統電圧(B)	kV
58	6.9 kV系統電圧(C)	kV
59	6.9 kV系統電圧(D)	kV
60	6.9 kV系統電圧(H P C S)	kV
61	A - D / G受電しゃ断器閉	DIGITAL
62	B - D / G受電しゃ断器閉	DIGITAL
63	H P C S - D / G受電しゃ断器閉	DIGITAL
64	A - ドライウェル霧囲気モニタ	Sv/h
65	B - ドライウェル霧囲気モニタ	Sv/h
66	A - トーラス霧囲気モニタ	Sv/h
67	B - トーラス霧囲気モニタ	Sv/h
68	ドライウェル温度(胴体フランジ周囲)	
69	トーラス水温度(M A X)	
70	トーラス水位	cm
71	A - ドライウェル・トーラス内水素濃度	%
72	B - ドライウェル・トーラス内水素濃度	%
73	A - C A M S ドライウェル選択	DIGITAL
74	B - C A M S ドライウェル選択	DIGITAL
75	A - ドライウェル・トーラス内酸素濃度	%
76	B - ドライウェル・トーラス内酸素濃度	%
77	A - 給水流量	T/h
78	B - 給水流量	T/h
79	R C I C ポンプ出口流量	T/h
80	R C I C ポンプ作動要求信号	DIGITAL
81	A S R弁 開	DIGITAL
82	B S R弁 開	DIGITAL
83	C S R弁 開	DIGITAL
84	D S R弁 開	DIGITAL
85	E S R弁 開	DIGITAL
86	F S R弁 開	DIGITAL
87	G S R弁 開	DIGITAL
88	H S R弁 開	DIGITAL
89	J S R弁 開	DIGITAL
90	K S R弁 開	DIGITAL
91	L S R弁 開	DIGITAL
92	M S R弁 開	DIGITAL
93	R H R M V 2 2 2 - 4 A 全閉	DIGITAL
94	R H R M V 2 2 2 - 4 B 全閉	DIGITAL
95	R H R M V 2 2 2 - 5 A 全閉	DIGITAL
96	R H R M V 2 2 2 - 5 B 全閉	DIGITAL
97	R H R M V 2 2 2 - 5 C 全閉	DIGITAL
98	S R M レベル C H 2 1	s ⁻¹
99	S R M レベル C H 2 2	s ⁻¹
100	S R M レベル C H 2 3	s ⁻¹

別表9 S P D S 伝送データ項目(5/8)

島根原子力発電所2号機

No	常時伝送項目	工学単位
101	S R M レベルCH24	s ⁻¹
102	モードSW運転	DIGITAL
103	A-SGT自動起動	DIGITAL
104	B-SGT自動起動	DIGITAL
105	主蒸気管放射線異常高トリップA1	DIGITAL
106	主蒸気管放射線異常高トリップB1	DIGITAL
107	主蒸気管放射線異常高トリップA2	DIGITAL
108	主蒸気管放射線異常高トリップB2	DIGITAL
109	A-放水路水モニタ	s ⁻¹
110	I RM レベルCH11	%
111	I RM レベルCH12	%
112	I RM レベルCH13	%
113	I RM レベルCH14	%
114	I RM レベルCH15	%
115	I RM レベルCH16	%
116	I RM レベルCH17	%
117	I RM レベルCH18	%

別表9 S P D S 伝送データ項目(6/8)

島根原子力発電所3号機

No	常時伝送項目	工学単位
1	排気筒高レンジモニタ(A)	mSv/h
2	排気筒高レンジモニタ(B)	mSv/h
3	排気筒低レンジモニタ(A)	s ⁻¹
4	排気筒低レンジモニタ(B)	s ⁻¹
5	S G T S 高レンジモニタ(A)	mSv/h
6	S G T S 高レンジモニタ(B)	mSv/h
7	S G T S 低レンジモニタ(A)	s ⁻¹
8	S G T S 低レンジモニタ(B)	s ⁻¹
9	風向(28.5m - U)	16方位
10	風向(65M - D , 10分間平均風向)	16方位
11	風速(28.5m - U)	m/s
12	風速(65M - D , 10分間平均風速)	m/s
13	大気安定度(10分間平均)	
14	モニタリングポスト#1L(10分間平均)	nGy/h
15	モニタリングポスト#2L(10分間平均)	nGy/h
16	モニタリングポスト#3L(10分間平均)	nGy/h
17	モニタリングポスト#4L(10分間平均)	nGy/h
18	モニタリングポスト#5L(10分間平均)	nGy/h
19	モニタリングポスト#6L(10分間平均)	nGy/h
20	モニタリングポスト#1H	nGy/h
21	モニタリングポスト#2H	nGy/h
22	モニタリングポスト#3H	nGy/h
23	モニタリングポスト#4H	nGy/h
24	モニタリングポスト#5H	nGy/h
25	モニタリングポスト#6H	nGy/h
26	原子炉圧力	MPa
27	炉水温度	
28	H P C F (B) 系統流量	m ³ /h
29	H P C F (C) 系統流量	m ³ /h
30	H P C F ポンプ(B) 起動	DIGITAL
31	H P C F ポンプ(C) 起動	DIGITAL
32	A D S (A) 作動	DIGITAL
33	A D S (B) 作動	DIGITAL
34	R H R (A) 系統流量	m ³ /h
35	R H R (B) 系統流量	m ³ /h
36	R H R (C) 系統流量	m ³ /h
37	R H R ポンプ(A) 起動	DIGITAL
38	R H R ポンプ(B) 起動	DIGITAL
39	R H R ポンプ(C) 起動	DIGITAL
40	原子炉水位(狹帯域)	mm
41	原子炉水位(広帯域)	mm
42	原子炉水位(燃料域)	mm
43	A P R M (平均値)	%
44	全制御棒全挿入	DIGITAL
45	A系全制御棒全挿入	DIGITAL
46	B系全制御棒全挿入	DIGITAL
47	ドライウェル圧力(広帯域)	kPa
48	サプレッションチェンバ圧力(広帯域)	kPa
49	P C I S 隔離信号内側トリップ	DIGITAL
50	P C I S 隔離信号外側トリップ	DIGITAL

別表9 S P D S 伝送データ項目(7/8)

島根原子力発電所3号機

No	常時伝送項目	工学単位
51	主蒸気内側隔離弁(A)全閉	DIGITAL
52	主蒸気内側隔離弁(B)全閉	DIGITAL
53	主蒸気内側隔離弁(C)全閉	DIGITAL
54	主蒸気内側隔離弁(D)全閉	DIGITAL
55	主蒸気外側隔離弁(A)全閉	DIGITAL
56	主蒸気外側隔離弁(B)全閉	DIGITAL
57	主蒸気外側隔離弁(C)全閉	DIGITAL
58	主蒸気外側隔離弁(D)全閉	DIGITAL
59	6.9 kV 3A1母線電圧	kV
60	6.9 kV 3A2母線電圧	kV
61	6.9 kV 3B1母線電圧	kV
62	6.9 kV 3B2母線電圧	kV
63	6.9 kV 3C母線電圧	kV
64	6.9 kV 3D母線電圧	kV
65	6.9 kV 3E母線電圧	kV
66	非常用D/G(A)受電しや断器閉	DIGITAL
67	非常用D/G(B)受電しや断器閉	DIGITAL
68	非常用D/G(C)受電しや断器閉	DIGITAL
69	非常用ディーゼル機関(A)起動	DIGITAL
70	非常用ディーゼル機関(B)起動	DIGITAL
71	非常用ディーゼル機関(C)起動	DIGITAL
72	格納容器雰囲気放射線モニタ(A)(D/W)	Sv/h
73	格納容器雰囲気放射線モニタ(B)(D/W)	Sv/h
74	格納容器雰囲気放射線モニタ(A)(S/C)	Sv/h
75	格納容器雰囲気放射線モニタ(B)(S/C)	Sv/h
76	ドライウェル温度(最大値)	
77	サプレッションプール水温度(最大値)	
78	サプレッションプール水位	mm
79	格納容器内水素濃度(A)	%
80	格納容器内水素濃度(B)	%
81	格納容器内酸素濃度(A)	%
82	格納容器内酸素濃度(B)	%
83	全給水流量	T/h
84	R C I C 系統流量	m ³ /h
85	R C I C ポンプ起動	DIGITAL
86	逃がし安全弁(A)全閉	DIGITAL
87	逃がし安全弁(B)全閉	DIGITAL
88	逃がし安全弁(C)全閉	DIGITAL
89	逃がし安全弁(D)全閉	DIGITAL
90	逃がし安全弁(E)全閉	DIGITAL
91	逃がし安全弁(F)全閉	DIGITAL
92	逃がし安全弁(G)全閉	DIGITAL
93	逃がし安全弁(H)全閉	DIGITAL
94	逃がし安全弁(K)全閉	DIGITAL
95	逃がし安全弁(L)全閉	DIGITAL
96	逃がし安全弁(M)全閉	DIGITAL
97	逃がし安全弁(N)全閉	DIGITAL
98	逃がし安全弁(R)全閉	DIGITAL
99	逃がし安全弁(S)全閉	DIGITAL
100	逃がし安全弁(T)全閉	DIGITAL

別表9 S P D S 伝送データ項目(8/8)

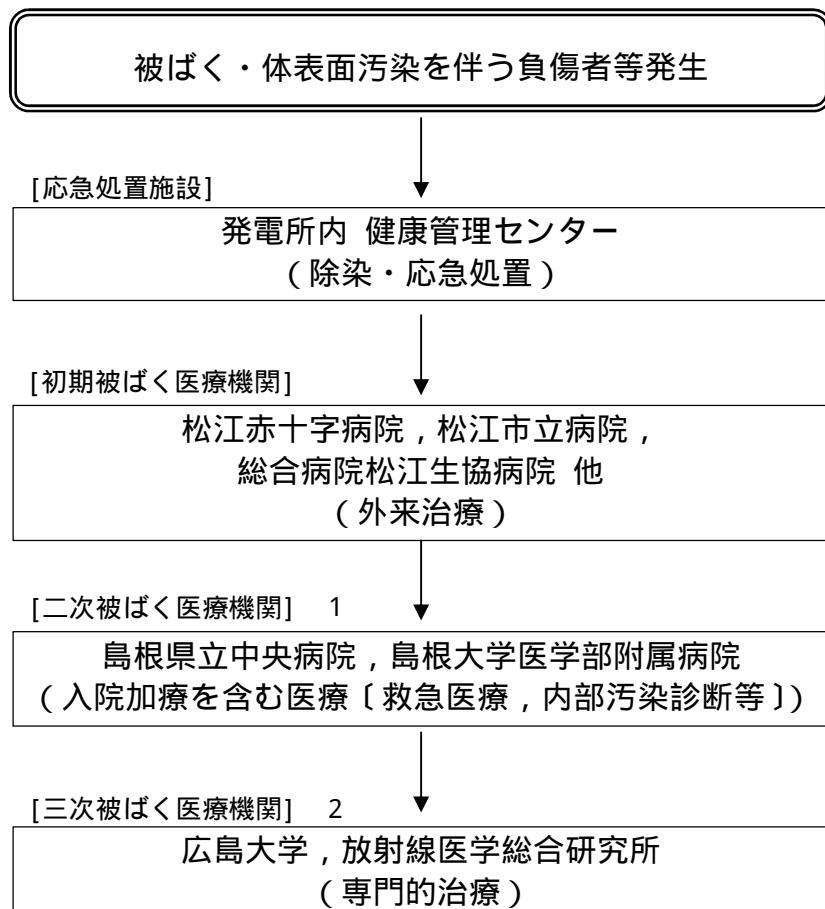
島根原子力発電所3号機

No	常時伝送項目	工学単位
101	逃がし安全弁(U)全閉	DIGITAL
102	R H R 格納容器冷却流量調節弁(B)全閉	DIGITAL
103	R H R 格納容器冷却ライン隔離弁(B)全閉	DIGITAL
104	R H R 格納容器冷却流量調節弁(C)全閉	DIGITAL
105	R H R 格納容器冷却ライン隔離弁(C)全閉	DIGITAL
106	R H R 格納容器冷却流量調節弁(B)全開	DIGITAL
107	R H R 格納容器冷却ライン隔離弁(B)全開	DIGITAL
108	R H R 格納容器冷却流量調節弁(C)全開	DIGITAL
109	R H R 格納容器冷却ライン隔離弁(C)全開	DIGITAL
110	R H R 注入弁(A)全閉	DIGITAL
111	R H R 注入隔離弁(B)全閉	DIGITAL
112	R H R 注入隔離弁(C)全閉	DIGITAL
113	R H R 注入弁(A)全開	DIGITAL
114	R H R 注入隔離弁(B)全開	DIGITAL
115	R H R 注入隔離弁(C)全開	DIGITAL
116	S R N M (A) 対数計数率	s^{-1}
117	S R N M (B) 対数計数率	s^{-1}
118	S R N M (C) 対数計数率	s^{-1}
119	S R N M (D) 対数計数率	s^{-1}
120	S R N M (E) 対数計数率	s^{-1}
121	S R N M (F) 対数計数率	s^{-1}
122	S R N M (G) 対数計数率	s^{-1}
123	S R N M (H) 対数計数率	s^{-1}
124	S R N M (J) 対数計数率	s^{-1}
125	S R N M (L) 対数計数率	s^{-1}
126	原子炉モード S W 運転位置	DIGITAL
127	S R N M (A) 対数%出力	%
128	S R N M (B) 対数%出力	%
129	S R N M (C) 対数%出力	%
130	S R N M (D) 対数%出力	%
131	S R N M (E) 対数%出力	%
132	S R N M (F) 対数%出力	%
133	S R N M (G) 対数%出力	%
134	S R N M (H) 対数%出力	%
135	S R N M (J) 対数%出力	%
136	S R N M (L) 対数%出力	%
137	S G T S (A) 起動	DIGITAL
138	S G T S (B) 起動	DIGITAL
139	主蒸気管放射線モニタ(A)	mSv/h
140	主蒸気管放射線モニタ(B)	mSv/h
141	主蒸気管放射線モニタ(C)	mSv/h
142	主蒸気管放射線モニタ(D)	mSv/h
143	放水路水放射線モニタ	s^{-1}
144	C A M S (A) D / W 測定中	DIGITAL
145	C A M S (B) D / W 測定中	DIGITAL
146	C A M S (A) S / C 測定中	DIGITAL
147	C A M S (B) S / C 測定中	DIGITAL

別表 10 原子力災害対策活動等に従事する者の安定ヨウ素剤服用基準

項目	内 容
安定ヨウ素剤予防服用に関する防護対策指標	性別・年齢に関係なく全ての対象者に対し一律に、放射性ヨウ素による小児甲状腺等価線量で 100 mSv に相当する予測線量となる場合
服用対象者	<p>40歳未満を対象とする。ただし、かなりの被ばくが予測されるおそれがある場合は、甲状腺機能低下症を予防するため、40歳以上の防災業務関係者に対して、念のため、安定ヨウ素剤服用について考慮する。なお、以下の者には安定ヨウ素剤を服用させないように配慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ヨウ素過敏症の既往歴のある者 ・ 造影剤過敏症の既往歴のある者 ・ 低補体性血管炎の既往歴のある者又は治療中の者 ・ ジューリング疱疹状皮膚炎の既往歴のある者又は治療中の者
服用量	医薬品ヨウ化カリウムの丸薬 2 丸(ヨウ素量 76 mg, ヨウ化カリウム量 100 mg)を用いる。

別表 11 緊急被ばく医療機関への負傷者等搬送手順



発電所内の応急処置施設において、除染や汚染のサーベイランスを行い、必要に応じて初期・二次又は三次被ばく医療機関に移送する。

1 二次被ばく医療機関搬送の判断目安

初期被ばく医療の後、汚染の残存する場合及び相当程度の被ばくをしたと推定される場合

2 三次被ばく医療機関搬送の判断目安

専門的治療が必要とされる高線量被ばくや内部汚染が認められる場合

別表 12 緊急事態応急対策における原子力防災要員等の派遣，原子力防災資機材等の貸与

	原子力防災組織	原子力防災要員等の派遣	原子力防災資機材等の貸与		備 考
オフサイトセンターにおける業務に関する事項	副原子力防災管理者	1 人	配管計装線図	1 式	
	技術班	1 人	機器配置図	1 式	
	情報班	1 人	設備関係資料（必要な資料のみ）	1 式	
	放射線管理班	5 人	業務車	2 台	
	広報班	2 人	広報車	1 台	
環境放射線モニタリング，汚染検査，汚染除去に関する事項	放射線管理班	2 0 人	シンチレーションサーベイメータ	3 台	放射線測定車に搭載
			電離箱サーベイメータ	1 2 台	
			中性子用サーベイメータ	1 台	
			汚染密度測定用サーベイメータ	1 0 台	
			線サーベイメータ	1 台	
			空間放射線積算線量計（ガラス線量計）	1 5 0 個	
			ガラスバッジ（中性子線測定機能付）	5 0 個	
			ダスト・ヨウ素サンプラ	1 5 台	
			放射線測定車	2 台	
			ダストモニタ	2 台	
			ヨウ素モニタ	2 台	
			移動式モニタリングポスト	6 台	
			シンチレーション式モニタ（車載）	2 台	
周辺住民の避難に関する事項	支援班	2 0 人			周辺住民に対する避難・誘導等

別表 13 原子力災害事後対策における原子力防災要員等の派遣，原子力防災資機材の貸与

	原子力防災組織	原子力防災要員等の派遣	原子力防災資機材の貸与		備考
広報活動に関する事項	副原子力防災管理者	1人			
	広報班	1人			
	情報班	1人			
環境放射線モニタリング，汚染検査，汚染除去に関する事項	放射線管理班	20人	シンチレーションサーベイメータ	3台	放射線測定車に搭載
			電離箱サーベイメータ	12台	
			中性子用サーベイメータ	1台	
			汚染密度測定用サーベイメータ	10台	
			線サーベイメータ	1台	
			空間放射線積算線量計（ガラス線量計）	150個	
			ガラスバッジ（中性子線測定機能付）	50個	
			ダスト・ヨウ素サンプラ	15台	
			放射線測定車	2台	
			ダストモニタ	2台	
			ヨウ素モニタ	2台	
			移動式モニタリングポスト	6台	
			シンチレーション式モニタ（車載）	2台	

別表 14 他の原子力事業所で発生した原子力災害への原子力防災要員等の派遣，原子力防災資機材の貸与

	原子力防災組織	原子力防災要員等の派遣	原子力防災資機材の貸与		備考
環境放射線モニタリング，汚染検査，汚染除去に関する事項	放射線管理班	3人	GM汚染サーベイメータ	3台	1. 準備数量については，全て程度とする。
			Na Iシンチレーションサーベイメーター	1台	2. 放射能測定用車両とは，原子力災害時に放射線量率の測定，空気中のダスト，ヨウ素のサンプリングが可能な設備を搭載した車両とする。
			電離箱サーベイメーター	1台	3. ホールボディカウンタは，配備完了次第適用する。
			ダストサンプラー	3台	4. 可搬型モニタリングポストについては，当社の保有台数を記載する。
			個人線量計（ポケット線量計）	50個	5. 支援にあたっては，陸路による輸送を基本とし，必要に応じて空路等の輸送手段を手配する。
			高線量対応防護服	10着	
			全面マスク	50個	
			タイベックスーツ	1,500着	
			ゴム手袋	3,000双	
			遮へい材	100枚	
			放射能測定用車両	1台	
			Ge 半導体式試料放射能測定装置	1台	
			ホールボディカウンタ	1台	
			可搬型モニタリングポスト	3台	

原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会 殿

届出者

住所

氏名

印

(担当者 所属 電話)

別添のとおり、原子力事業者防災業務計画を作成（修正）したので、原子力災害対策特別措置法第7条第3項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業所の名称及び場所	中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片町654-1
当該事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定、許可又は承認の種別とその年月日	年 月 日
原子力事業者防災業務計画作成（修正）年月日	年 月 日
協議した都道府県知事及び市町村長	
予定される要旨の公表の方法	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

- 2 協議が調っていない場合には、「協議した都道府県知事及び市町村長」の欄にその旨を記載するものとする。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

原子力防災要員現況届出書

年 月 日

原子力規制委員会、島根県知事、松江市長、鳥取県知事 殿

届出者

住所

氏名

印

(担当者 所属 電話)

原子力防災組織の原子力防災要員の現況について、原子力災害対策特別措置法第8条第4項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業所の名称及び場所	中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片町654-1		
業務の種別	防災要員の職制	その他の防災要員	
情報の整理、関係者との連絡調整			名
原子力災害合同対策協議会における情報の交換等			名
広報			名
放射線量の測定その他の状況の把握			名
原子力災害の発生又は拡大の防止			名
施設設備の整備・点検、応急の復旧			名
放射性物質による汚染の除去			名
医療に関する措置			名
原子力災害に関する資機材の調達及び輸送			名
原子力事業所内の警備等			名

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書

年 月 日

原子力規制委員会、島根県知事、松江市長、鳥取県知事 殿

届出者

住所

氏名

印

(担当者 所属 電話)

原子力防災管理者（副原子力防災管理者）を選任・解任したので、原子力災害対策特別措置法第9条第5項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業所の名称及び場所		中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片町654-1	
区分		選 任	解 任
正	氏 名		
	選任・解任年月日		
	職務上の地位		
副	氏 名		
	選任・解任年月日		
	職務上の地位		

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

- 2 複数の副原子力防災管理者を選任した場合にあっては、必要に応じて欄を追加するものとする。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

放射線測定設備現況届出書

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、島根県知事、松江市長、鳥取県知事 殿

届出者

住所

氏名

印

(担当者 所属 電話)

放射線測定設備の現況について、原子力災害対策特別措置法第11条第3項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業所の名称及び場所		中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片町654-1
原子力事業所内の放射線測定設備	設置数	式
設置場所		
原子力事業所外の放射線測定設備	設置者	
設置場所		
	検出される数値の把握方法	

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

- 2 「原子力事業所外の放射線測定設備」の欄は、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令第8条第1号ただし書の規定により代えることとした放射線測定設備を記載するものとする。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

原子力防災資機材現況届出書

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、島根県知事、松江市長、鳥取県知事 殿

届出者

住所

氏名

印

(担当者 所属 電話)

原子力防災資機材の現況について、原子力災害対策特別措置法第11条第3項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業所の名称及び場所	中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片町654-1	
放射線障害防護用器具	汚染防護服	組
	呼吸用ポンベ付一体型防護マスク	個
	フィルター付き防護マスク	個
非常用通信機器	緊急時電話回線	回線
	ファクシミリ	台
	携帯電話等	台
計測器等	固定式測定器	台
	ガンマ線測定用サーベイメータ	台
	中性子線測定用サーベイメータ	台
	空間放射線積算線量計	個
	表面汚染密度測定用サーベイメータ	台
計測器等	可搬式ダスト測定関連機器	サンプラ
		測定器
計測器等	可搬式の放射性ヨウ素測定 関連機器	サンプラ
		測定器
	個人用外部被ばく線量測定器	台
その他資機材	ヨウ素剤	錠
	担架	台
	除染用具	式
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両	台
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備	式
	その他 モニタリングカー	台

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

防災訓練実施結果報告書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

報告者

住所

氏名

印

(担当者 所属 電話)

防災訓練の実施の結果について、原子力災害対策特別措置法第13条の2第1項の規定に基づき報告します。

原子力事業所の名称及び場所	中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片町654-1
防災訓練実施年月日	年 月 日
防災訓練のために想定した原子力災害の概要	
防災訓練の項目	
防災訓練の内容	
防災訓練の結果の概要	
次回防災訓練に向けた改善点	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

敷地境界放射線上昇事象等発生通報

年 月 日

原子力規制委員会

島根県知事, 松江市長, 出雲市長, 安来市長, 雲南市長

鳥取県知事, 米子市長, 境港市長 殿

通報者名連絡先

敷地境界放射線上昇事象の発生又は警戒事象の発生について, 中国電力(株)原子力事業者防災業務計画の規定に基づき通報します。なお, この通報は原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定によるものではありません。

原子力事業所の名称及び場所	中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片町654-1
事象の発生箇所	島根原子力発電所第____号機
事象の発生時刻	年 月 日 時 分
事象の種類	<p>敷地境界放射線量上昇 ・モニタリングポストで 0.22 μGy/h 以上</p> <p>警戒事象 ・島根県又は鳥取県で震度6弱以上の地震を観測した場合 ・島根県又は鳥取県沿岸に大津波警報が発令された場合 ・その他原子力規制庁が警戒事象と判断した場合</p>
想定される原因	故障, 誤操作, 漏えい, 火災, 爆発, 地震, 調査中, その他(____)
検出された放射線量の状況, 検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等	<p>原子炉の運転状態 発生前(運転中, 起動操作中, 停止操作中, 停止中) 発生後(状態継続, 停止操作中, 停止, 停止失敗) E C C S 系の作動状況 (要求信号/有・無, 成功, 一部失敗, 全台失敗) 排気筒モニタの指示値 変化無し, 変化有り(____ s^{-1} ____ s^{-1}) モニタリングポストの指示値 変化無し 変化有り(最大値: ____ μGy/h ____ μGy/h, No.____) その他 _____</p>
その他事象の把握に参考となる情報	

備考 用紙の大きさは, 日本工業規格A4とする。

特定事象発生通報（原子炉施設）

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会

島根県知事、松江市長、出雲市長、安来市長、雲南市長

鳥取県知事、米子市長、境港市長 殿

10条通報

通報者名 _____

連絡先 _____

特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき通報します。

原子力事業所の名称及び場所	中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片町654-1			
特定事象の発生箇所	島根原子力発電所 第_____号機			
特定事象の発生時刻	年_____月_____日_____時_____分（24時間表示）			
発生した特定事象の概要	特定事象の種類	敷地境界放射線量上昇 火災爆発等による放射性物質放出 原子炉冷却材喪失 原子炉除熱機能喪失 直流電源喪失 燃料プール水位異常低下 原子炉外臨界	放射性物質通常経路放出 スクラム失敗 原子炉給水喪失 全交流電源喪失 停止時原子炉水位異常低下 中央制御室使用不能	
	想定される原因	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中 その他（_____）		
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等	原子炉の運転状態 発生前（運転中、起動操作中、停止操作中、停止中） 発生後（状態継続、停止操作中、停止、停止失敗）		
		ECCS系の作動状態 (要求信号/有・無、成功、一部失敗、全台失敗)		
		排気筒モニタの指示値 変化無し、変化有り（_____s ⁻¹ _____s ⁻¹ ）		
モニタリングポストの指示値 変化無し 変化有り（最大値：_____μGy/h _____μGy/h, No._____）				
その他 _____				
その他特定事象の把握に参考となる情報				

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

特定事象発生通報（事業所外運搬）

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣

都道府県知事、市町村長 殿

10条通報

通報者名

連絡先

事業所外運搬に係る特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき通報します。

原子力事業所の名称及び場所	中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片町654-1		
特定事象の発生箇所			
特定事象の発生時刻	____年____月____日____時____分 (24時間表示)		
発生した特定事象の概要	特定事象の種類	事業所外運搬放射線量異常 事業所外運搬事故	
	想定される原因	火災、爆発、沈没、衝突、交通事故、調査中 その他(_____)	
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	
その他特定事象の把握に参考となる情報	<hr/> <hr/> <hr/>		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

異常事態連絡（第2報以降）(原子炉施設)

各項目について、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

年　月　日（第　報）

内閣総理大臣、原子力規制委員会

島根県知事、松江市長、出雲市長、安来市長、雲南市長

鳥取県知事、米子市長、境港市長　殿

通報者名

連絡先（原子力防災管理者）

特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づく通報以後の情報を通報します。

原子力事業所の名称及び場所		名称：中国電力株式会社 島根原子力発電所（事業区分：原子炉設置者） 場所：島根県松江市鹿島町片町654-1	
特定事象の発生箇所		島根原子力発電所 第____号機	
特定事象の発生時刻		____年____月____日____時____分（24時間表示）	
発生した特定事象の概要	特定事象の種類	_____ 原子力緊急事態に該当（　する、　しない）	
	想定される原因	特定 _____ 調査中	
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等	別紙を参照	
その他特定事象の把握に参考となる情報	被ばく者の状況及び汚染拡大の有無 (確認時刻____時____分)	被ばく者の状況 無 有：被ばく者　名、要救助者　名 汚染拡大の有無 無 有：_____	
	気象情報 (確認時刻____時____分)	・天候　　：_____ ・風向　　：方位_____ ・風速　　：_____ m/s ・大気安定度　：_____	
	周辺環境への影響	無 有：_____	
	応急措置		

【原子炉の運転に関するパラメータ】

1. 原子炉の状態

項目	確認時刻 (____ 日 ____ 時 ____ 分)
特定事象発生時の出力	____ %
原子炉停止時刻	____ 年 ____ 月 ____ 日 ____ 時 ____ 分
炉心平均燃焼度	____ MWD/MTU
放射性物質の放出の有無	有り , 無し
放射性物質の放出状態	
排気筒放出口	放出 , 停止
放出口以外 (放出場所名)	放出場所名 : (地上高 ____ m) 放出 , 停止

2. 装置の状況

装置の状況	確認時刻 (____ 日 ____ 時 ____ 分)
1 次冷却系圧力及び圧力の変化	____ (MPa [gage]) 上昇・下降・安定
1 次冷却系の温度	____
原子炉水位	____ cm
外部電源	受電有・無
非常用ディーゼル発電機運転	受電有・無
残留熱除去系の機能維持	正常・異常
ECCS の作動・高圧系	作動・未作動
ECCS の作動・低圧系	作動・未作動
全ての制御棒挿入	挿入・未挿入
ホウ酸添加	添加・未添加
主蒸気隔離弁の閉止	開・閉
格納容器の隔離状態	隔離・非隔離
格納容器圧力	____ (kPa [gage,abs])
格納容器スプレイ作動	作動・未作動
その他特記事項	

上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

【放射性物質及び放射線に関するデータ】

1. 放射性物質の状況

項目	評価時刻(____日____時____分)
評価時刻での放出量(放出率) 希ガス(Bq/h) ヨウ素(Bq/h) 総量(Bq/h)	
評価時刻での放出量(濃度) 希ガス(Bq/cm ³) ヨウ素(Bq/cm ³) 総量(Bq/cm ³)	
評価時刻までの放出量 希ガス(Bq) ヨウ素(Bq) 総量(Bq) 放出継続時間(h) 放出開始時刻	
評価時刻以後の放出(予測) 希ガス(Bq) ヨウ素(Bq) 総量(Bq) 放出継続推定時間(h)	

2. その他補足事項

（複数行記入用）

上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。
データについては、およその値（推定値を含む）を記載することも可とする。

3. 放射線モニタリングの状況

注1)必要な情報を順次追加記入し,空欄がなくなった場合には新しい用紙に記入するものとする。

注2)場所がわかる資料も添付することとする。

項目	評価時刻(日 時 分)
排気筒モニタ	
主排気筒モニタ	s^{-1}
T / B 排気筒モニタ(1号機のみ)	s^{-1}
非常用ガス処理系排ガスモニタ(2, 3号機のみ)	s^{-1}

固定式モニタリング設備地図

固定式セシオング設備地点		設備地点名	MP - 1	MP - 2	MP - 3	MP - 4	MP - 5	MP - 6
線空間線量率	時 分	μ Gy/h						
	時 分	μ Gy/h						
	時 分	μ Gy/h						
	時 分	μ Gy/h						
	・							
	・							

可動地点

測定地点		設備地点名				
線空間線量率	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	...	
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	...	
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	...	
	・					
	・					
中性子線空間線量率	設備地点名					
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	...	
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	...	
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	...	
	・					
	・					
ヨウ素濃度	設備地点名					
	時 分	Bq/cm ³	Bq/cm ³	Bq/cm ³	...	
	時 分	Bq/cm ³	Bq/cm ³	Bq/cm ³	...	
	時 分	Bq/cm ³	Bq/cm ³	Bq/cm ³	...	
	・					
	・					
その他測定項目		設備地点名				
項目	時 分				...	
	時 分				...	
	時 分				...	
	・					
	・					

上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

データについては、およその値（推定値を含む）を記載することも可とする。

異常事態連絡（第2報以降）(事業所外運搬)

各項目について、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

年　月　日（第　報）

内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣

____都道府県知事、____市町村長　　殿

通報者名

連絡先（原子力防災管理者）

特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づく通報以後の情報を通報します。

原子力事業所の名称及び場所	名称：中国電力株式会社 島根原子力発電所（事業区分：原子炉設置者） 場所：島根県松江市鹿島町片町654-1	
特定事象の発生箇所		
特定事象の発生時刻	____年____月____日____時____分（24時間表示）	
発生した特定事象の概要	特定事象の種類	____ 原子力緊急事態に該当（　する、　しない）
	想定される原因	特定 _____ 調査中
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等	別紙を参照
その他特定事象の把握に参考となる情報	被ばく者の状況及び汚染拡大の有無 (確認時刻____時____分)	被ばく者の状況 無 有：被ばく者　名、要救助者　名 汚染拡大の有無 無 有：_____
	気象情報 (確認時刻____時____分)	
	周辺環境への影響	無 有：_____
	応急措置	

【輸送容器に関するパラメータ】

1. 輸送容器の状態

項目	確認時刻(____日____時____分)
・火災 ・爆発 ・漏えい	
特記事項	

2. 放射性物質又は放射線の放出状況

項目	確認時刻(____日____時____分)
放射性物質	
放射線	

上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

原災法第15条第1項の規定に基づく基準に達したときの報告(原子炉施設)

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会

島根県知事、松江市長、出雲市長、安来市長、雲南市長

鳥取県知事、米子市長、境港市長 殿

報告者名

第15条該当事象の発生報告

連絡先

原子力災害対策特別措置法第15条の規定に基づく異常な水準の放射線量の検出又は、原子力緊急事態の発生を示す事象が発生しましたので、以下のとおり報告します。

原子力事業所の名称及び場所	中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片町654-1			
原子力緊急事態に該当する事象の発生箇所	島根原子力発電所 第____号機			
原子力緊急事態に該当する事象の発生時刻	____年____月____日____時____分(24時間表示)			
発生した原子力緊急事態に該当する事象の概要	原子力緊急事態に該当する事象の種類	敷地境界放射線量上昇 火災爆発等による放射性物質放出 原子炉停止機能喪失 格納容器圧力上昇 原子炉冷却機能喪失 炉心溶融 中央制御室等使用不能	放射性物質通常経路放出 原子炉外臨界 ECCS作動失敗 圧力抑制機能喪失 直流電源喪失 停止時原子炉水位低下	
	想定される原因	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中 その他(____)		
検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等	<モニタリングポスト指示値及び気象状況等>			
	敷地周辺の空間線量率	モニタリングポスト指示値	中性子線量率	空間線量当量率
		MP1 $\mu\text{Gy}/\text{h}$	$\mu\text{Sv}/\text{h}$	$\mu\text{Sv}/\text{h}$
		MP2 $\mu\text{Gy}/\text{h}$	$\mu\text{Sv}/\text{h}$	$\mu\text{Sv}/\text{h}$
		MP3 $\mu\text{Gy}/\text{h}$	$\mu\text{Sv}/\text{h}$	$\mu\text{Sv}/\text{h}$
		MP4 $\mu\text{Gy}/\text{h}$	$\mu\text{Sv}/\text{h}$	$\mu\text{Sv}/\text{h}$
		気象状態	MP5 $\mu\text{Gy}/\text{h}$	$\mu\text{Sv}/\text{h}$
	MP6 $\mu\text{Gy}/\text{h}$		$\mu\text{Sv}/\text{h}$	$\mu\text{Sv}/\text{h}$
	風向(測定点:130m)			
	風速(測定点:130m)			
大気安定度				
その他事象の把握に参考となる情報				
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。				

原災法第15条第1項の規定に基づく基準に達したときの報告（事業所外運搬）

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣

都道府県知事、市町村長 殿

第15条該当事象の発生報告

通報者名

連絡先

原子力災害対策特別措置法第15条の規定に基づく異常な水準の放射線量の検出又は、原子力緊急事態の発生を示す事象が発生しましたので、以下のとおり報告します。

原子力事業所の名称及び場所	中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片町654-1	
原子力緊急事態に該当する事象の発生箇所		
原子力緊急事態に該当する事象の発生時刻	____年____月____日____時____分（24時間表示）	
発生した原子力緊急事態に該当する事象の概要	原子力緊急事態に該当する事象の種類	事業所外運搬放射線量上昇 事業所外運搬事故
	想定される原因	火災、爆発、沈没、衝突、交通事故、調査中 その他（_____）
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等	
その他原子力緊急事態に該当する事象の把握に参考となる情報		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。